

特殊健康診断の健診項目
および
化学物質による疾病

労働衛生コンサルタント
天 野 松 男

序 文

特殊健康診断には法定のものとは行政通達で「指導勧奨」されているものがある。法定健康診断は事業主に実施義務が課せられており、健診項目も法令に明記されている。一方、「指導勧奨」健康診断は努力義務であり、健診項目は法令には明記されていなく、行政通達で解説されているだけである。しかし、その「解説」を読んでも、それは健康診断をするための解説ではない。つまり、「指導勧奨」されているらしいが、事業主や労働者にとって、どう健康診断をする／されればいいのかよく分からない。

本書では、法定特殊健康診断の健診項目に関連する条文、および行政通達の解説部分を列挙した。また、よく分からない「指導勧奨」されている特殊健康診断に関連する行政通達の文言を列挙し、読者の参考に供したいと考えた。

2016年3月10日

天野松男

目 次

- (1) 特殊健康診断…… 7
 - 1) 高気圧業務健康診断（高圧則 38 条）…… 9
 - 2) 電離放射線健康診断（電離則 56 条、除染則 20 条）…… 11
 - 3) 特定化学物質健康診断（特化則 39 条）…… 14
 - * 特別有機溶剤、DDVP の有害性情報…… 48
 - 4) 石綿健康診断（石綿則 40 条）…… 52
 - 5) 鉛健康診断（鉛則 53 条）…… 55
 - 6) 四アルキル鉛健康診断（四アルキル鉛則 22 条）…… 58
 - 7) 有機溶剤健康診断（有機則 29 条）…… 59
- (2) じん肺健康診断（じん肺法 3 条）…… 65
- (3) 行政通達で指導勧奨されている特殊健康診断…… 70
 - 1) 紫外線・赤外線にさらされる業務…… 71
 - 2) 強烈な騒音を発する場所における業務…… 72
 - 3) マンガン化合物（塩基性酸化マンガンに限る。）を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 74
 - 4) 黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 75
 - 5) 有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 77
 - 6) 亜硫酸ガスを発散する場所における業務…… 78
 - 7) 二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務（有機溶剤業務に係るものを除く。）…… 79
 - 8) ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 80
 - 9) 脂肪族の塩化又は臭化化合物（有機溶剤として法規に規定されているものを除く。）を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 80
 - 10) 砒素又は、その化合物（三酸化砒素を除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 81
 - 11) フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 84
 - 12) アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 84
 - 13) クロロナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 86
 - 14) 沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務…… 86

- 15) 米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務…… 87
 - 16) 超音波溶着機を取り扱う業務…… 87
 - 17) メチレンジフェニルイソシアネート (M.D.I) を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務…… 88
 - 18) フェザーミル等飼肥料製造工程における業務…… 90
 - 19) クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務…… 90
 - 20) キーパンチャーの業務…… 90
 - 21) 都市ガス配管工事業務 (一酸化炭素) …… 90
 - 22) 地下駐車場における業務 (排気ガス) …… 92
 - 23) チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務…… 93
 - 24) チェーンソー以外の振動工具 (さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等) の取扱いの業務…… 99
 - 25) 重量物取扱い業務…… 99
 - 26) 金銭登録の業務…… 102
 - 27) 引金付工具を取り扱う作業…… 102
 - 28) 肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等重症心身障害児、者の入所施設における介護業務…… 103
 - 29) VDT 作業…… 103
 - 30) レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務…… 105
- (4) 災害補償…… 108
- 「労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病」(平成二十五年九月三十日 厚生労働省告示第三百十六号) …… 111

(1) 特殊健康診断

法 66 条の第 1 項に規定されているのが上述の一般健康診断である。特殊健康診断は、法 66 条の第 2 項前段、第 2 項後段および第 3 項の 3 つに分類されて規定されている。これは、特定の有害な業務に従事する労働者について行なわれる健康診断である。その有害業務は令 22 条で次のように規定されている。

労働安全衛生法施行令

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務

二 別表第二に掲げる放射線業務

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号 5 及び 31 の 2 に掲げる物並びに同号 37 に掲げる物で同号 5 又は 31 の 2 に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号 8 若しくは 32 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 8 若しくは 32 に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号 3 の 3、13 の 2、15 若しくは 19 の 2 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 3 の 3、13 の 2、15 若しくは 19 の 2 に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

- 一 ベンジジン及びその塩
 - 一の二 ビス(クロロメチル)エーテル
 - 二 ベーターナフチルアミン及びその塩
 - 三 ジクロルベンジジン及びその塩
 - 四 アルファーナフチルアミン及びその塩
 - 五 オルトートリジン及びその塩
 - 六 ジアニシジン及びその塩
 - 七 ベリリウム及びその化合物
 - 八 ベンゾトリクロリド
 - 九 インジウム化合物
 - 九の二 エチルベンゼン
 - 九の三 エチレンイミン
 - 十 塩化ビニル
 - 十一 オーラミン
 - 十二 クロム酸及びその塩
 - 十三 クロロメチルメチルエーテル
 - 十三の二 コバルト及びその無機化合物
 - 十四 コールタール
 - 十四の二 酸化プロピレン
 - 十五 三・三' ―ジクロロー四・四' ―ジアミノジフェニルメタン
 - 十五の二 一・二―ジクロロプロパン
 - 十五の三 一・一―ジメチルヒドラジン
 - 十六 重クロム酸及びその塩
 - 十七 ニツケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
 - 十八 ニツケルカルボニル
 - 十九 パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン
 - 十九の二 砒ひ素及びその化合物(アルシン及び砒ひ化ガリウムを除く。)
 - 二十 ベータープロピオラクトン
 - 二十一 ベンゼン
 - 二十二 マゼンタ
 - 二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)
 - 二十四 第九号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 3 法第六十六条第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗ふつ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

1) 高気圧業務健康診断（高圧則 38 条）

令 22 条（健康診断を行うべき有害な業務）

一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務

高気圧作業安全衛生規則

（健康診断）

第三十八条 事業者は、高圧室内業務又は潜水業務(以下「高気圧業務」という。))に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

一 既往歴及び高気圧業務歴の調査

二 関節、腰若しくは下肢しの痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査

三 四肢しの運動機能の検査

四 鼓膜及び聴力の検査

五 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋たん白の有無の検査

六 肺活量の測定

2 事業者は、前項の健康診断の結果、医師が必要と認めた者については、次の項目について、医師による健康診断を追加して行わなければならない。

一 作業条件調査

二 肺換気機能検査

三 心電図検査

四 関節部のエックス線直接撮影による検査

（健康診断の結果）

第三十九条 事業者は、前条の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「高気圧業務健康診断」という。)の結果に基づき、高気圧業務健康診断個人票(様式第一号)を作成し、これを五年間保存しなければならない。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第三十九条の二 高気圧業務健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 高気圧業務健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を高気圧業務健康診断個人票に記載すること。

（健康診断の結果の通知）

第三十九条の三 事業者は、第三十八条の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断結果報告)

第四十条 事業者は、第三十八条の健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく、高気圧業務健康診断結果報告書(様式第二号)を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

(病者の就業禁止)

第四十一条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる疾病にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、高気圧業務への就業を禁止しなければならない。

- 一 減圧症その他高気圧による障害又はその後遺症
- 二 肺結核その他呼吸器の結核又は急性上気道感染、じん肺、肺気腫しゅその他呼吸器系の疾病
- 三 貧血症、心臓弁膜症、冠状動脈硬化症、高血圧症その他血液又は循環器系の疾病
- 四 精神神経症、アルコール中毒、神経痛その他精神神経系の疾病
- 五 メニエル氏病又は中耳炎その他耳管狭さを伴う耳の疾病
- 六 関節炎、リウマチスその他運動器の疾病
- 七 ぜんそく、肥満症、バセドー氏病その他アレルギー性、内分泌系、物質代謝又は栄養の疾病

2) 電離放射線健康診断（電離則 56 条、除染則 20 条）

令 22 条（健康診断を行うべき有害な業務）

二 別表第二に掲げる放射線業務

電離放射線障害防止規則

(健康診断)

第五十六条 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価

二 白血球数及び白血球百分率の検査

三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四 白内障に関する眼の検査

五 皮膚の検査

2 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第四号に掲げる項目を省略することができる。

3 第一項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。)を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によつても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料(その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料))を医師に示さなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第五十七条 事業者は、前条第一項の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条及び第五十九条において「電離放射線健康診断」という。)の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票(様式第一号の二)を作成し、これを三十年間保存しなければならない。

い。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第五十七条の二 電離放射線健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 電離放射線健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を電離放射線健康診断個人票に記載すること。

(健康診断の結果の通知)

第五十七条の三 事業者は、第五十六条第一項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断結果報告)

第五十八条 事業者は、第五十六条第一項の健康診断(定期的のものに限る。)を行なつたときは、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書(様式第二号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(健康診断等に基づく措置)

第五十九条 事業者は、電離放射線健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

(健康診断)

第二十条 事業者は、除染等業務に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価

二 白血球数及び白血球百分率の検査

三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四 白内障に関する眼の検査

五 皮膚の検査

2 前項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期のものに限る。以下この項において同じ。)を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

(健康診断の結果の記録)

第二十一条 事業者は、前条第一項の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該除染等業務従事者が受けた健康診断を含む。以下「除染等電離放射線健康診断」という。)の結果に基づき、除染等電離放射線健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十二条 除染等電離放射線健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 除染等電離放射線健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該除染等業務従事者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師の意見を除染等電離放射線健康診断個人票に記載すること。

(健康診断の結果の通知)

第二十三条 事業者は、除染等電離放射線健康診断を受けた除染等業務従事者に対し、遅滞なく、当該除染等電離放射線健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断結果報告)

第二十四条 事業者は、除染等電離放射線健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、除染等電離放射線健康診断結果報告書(様式第三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(健康診断等に基づく措置)

第二十五条 事業者は、除染等電離放射線健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

3) 特定化学物質健康診断（特化則 39 条）

別表第三：→常時従事する労働者に対して、雇入れ時、配置替えの際、その後定期に行う、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対して行う

→石綿は石綿則で別途規定がある

別表第四：→別表第三による健康診断で、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについて行う

→シアン化合物は除く

備考 1) エチレンオキシド¹⁾、ホルムアルデヒド²⁾ は特定化学物質に指定されているが、安衛則 13 条第 1 項第 2 号ヲの「これらに準ずる有害物」に該当し、安衛則 45 条第 1 項の健康診断の対象となる。従って、特化則による健康診断には含まれていない。

- 1) 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について」平成 13 年 4 月 27 日 基発第 413 号
- 2) 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」平成 20 年 2 月 29 日 基発第 0229001 号

備考 2) 別表第三、別表第四の健診項目の**[参考]**以降の算数字の番号は以下の行政通達による解説あるいは検査項目の追加である。

- 3) 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 26 年 9 月 24 日 基発 0924 第 6 号／雇児発 0924 第 7 号
- 4) 昭和 47 年 1 月 17 日基発第 17 号（安衛法便覧 別表第三解釈例規）
- 5) 「特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」昭和 50 年 10 月 1 日 基発第 573 号
- 6) 「全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 20 年 11 月 26 日 基発第 1126001 号
- 7) 「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 23 年 2 月 4 日 基発 0204 第 4 号
- 8) 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 24 年 10 月 26 日 基発 1026 第 6 号／雇児発 1026 第 2 号
- 9) 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 25 年 8 月 27 日 基発 0827 第 6 号

別表第三 (一)

次の物を製造し、又は取り扱う業務

- 一 ベンジジン及びその塩
- 二 ベーターナフチルアミン及びその塩
- 三 ジクロルベンジジン及びその塩
- 四 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 五 オルトートリジン及びその塩
- 六 ジアニシジン及びその塩
- 七 パラジメチルアミノアズベンゼン
- 八 マゼンタ
- 九 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 尿沈渣さ検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣さのパパニコラ法による細胞診)の検査

【参考】

- 4) 排尿痛等の「等」＝下腹部痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振を含む
- 4) 「尿沈渣検鏡」＝パパニコラ法による細胞診を追加して行う必要の有無についてのふるい分け検査をいう
- 5) 主要な障害：泌尿器系の障害(炎症、腫瘍)

別表第四 (一)

次の物を製造し、又は取り扱う業務

- 一 ベンジジン及びその塩
- 二 ベーターナフチルアミン及びその塩
- 三 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 四 パラジメチルアミノアズベンゼン
- 五 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物
- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検査又は腎盂う撮影検査

別表第四 (二)

次の物を製造し、又は取り扱う業務

- 一 ジクロルベンジジン及びその塩
- 二 オルトートリジン及びその塩
- 三 ジアニシジン及びその塩
- 四 マゼンタ
- 五 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検査

別表第三 (二)

ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

[参考]

- 5) 主要な障害： 呼吸器系の障害(腫瘍等)

別表第四 (三)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診又は気管支鏡検査

別表第三 (三)

塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査
- 三 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 毛嚢のう性〔ざ〕瘡ざそう、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査
- 五 尿中のウロビリノーゲンの検査

[参考]

- 4) 肝障害等の「等」 = 眼脂および結膜充血
- 4) 脱力感等の「等」 = 眼脂、結膜充血、および下肢の倦怠感
- 4) 皮膚の黒変等の「等」 = 爪の変色および変形
- 5) 主要な障害： 消化器系(特に肝臓)の障害、血液系の障害、皮膚の障害

別表第四 (四)

- 一 作業条件の調査
- 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
- 三 白血球数の検査
- 四 肝機能検査

別表第三 (四)

ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
 - 二 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査
 - 三 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸き、息苦しさ、倦けん怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
 - 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
 - 五 肺活量の測定
- 一年
- 胸部のエックス線直接撮影による検査

【参考】

- 4) アレルギー症状等の「等」＝皮膚症状
- 4) 皮膚搔痒等の「等」＝結膜炎
- 4) 皮膚炎等の「等」＝皮膚潰瘍
- 5) 主要な障害：呼吸器系の障害(ベリリウム肺とよばれる。)皮膚の障害

別表第四 (五)

- 一 作業条件の調査
- 二 胸部理学的検査
- 三 肺換気機能検査
- 四 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼てん布試験又はヘマトクリット値の測定

別表第三 (五)

ベンゾトリクロリド(これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔くう炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔くう炎、鼻ポリープ、頸けい部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 四 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査
- 五 令第二十三条第九号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

別表第四 (六)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査

別表第三 (六)

アクリルアミド(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

【参考】

5) 主要な障害： 自律神経系の障害、四肢の運動神経障害、皮膚の障害

別表第四 (七)

- 一 作業条件の調査
- 二 末梢しょう神経に関する神経医学的検査

別表第三 (七)

アクリロニトリル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦けん怠感、易疲労感、悪心、嘔おう吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦けん怠感、易疲労感、悪心、嘔おう吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

【参考】

5) 主要な障害： 呼吸器系の障害、消化器系の障害、中枢神経系の障害、皮膚及び粘膜の障害

別表第四 (八)

- 一 作業条件の調査
- 二 血漿しょうコリンエステラーゼ活性値の測定
- 三 肝機能検査

別表第三 (八)

アルキル水銀化合物(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜し眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

【参考】

- 4) 体重減少等の「等」＝食欲不振、書字拙劣、小書症、悪夢、視力障害、聴力障害、言語障害、注意散漫、および記憶力減退
- 4) 皮膚炎等の「等」＝接触時に見られる皮膚粘膜の火傷様変化
- 5) 主要な障害：中枢神経系の障害、皮膚の障害

別表第四（十一）

- 一 作業条件の調査
- 二 血液中及び尿中の水銀の量の測定
- 三 視野狭窄さくの有無の検査
- 四 聴力の検査
- 五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮きつ抗運動反復不能症候等の神経医学的検査
- 六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査

別表第三（九）

インジウム化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 血清インジウムの量の測定
- 六 血清シアル化糖鎖抗原 KL-6 の量の測定
- 七 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)

【参考】

- 8) 「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、インジウム化合物の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである、このうち、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある
- 8) 「せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」：インジウム化合物により生じる症状の検査をいう

8) 「インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」：インジウム化合物による肺の気腫性変化の評価の参考とするため、労働者の喫煙歴についても聴取する

8) 「血清シアル化糖鎖抗原 KL-6 の量の測定」：肺の間質性変化及び気腫性変化を評価するための検査

8) 「胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査」：肺の間質性変化及び気腫性変化を把握するための検査、また、この検査は、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断で実施しなければならないこととし、雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断においても、医師が必要と認める場合には実施しなければならない、雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断において、医師が必要と認めてこの検査を行う場合には、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断における「胸部のエックス線直接撮影」又は「特殊なエックス線撮影による検査」の結果と比較することが重要である、なお、「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいう

別表第四 (九)

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクタントプロテイン D(血清 SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰かくたんの細胞診又は気管支鏡検査

【参考】

8) 「作業条件の調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査する

8) 「血清サーファクタントプロテイン D(血清 SP-D)の検査等の血液化学検査」：肺の間質性変化及び気腫性変化を把握するための検査をいう

8) 「肺機能検査」：スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による肺換気機能検査、動脈血ガスを分析する検査並びに一酸化炭素による拡散能力検査等をいう

別表第三 (十)

エチルベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の簡易な調査

三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔くう刺激症状、頭痛、倦けん怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔くう刺激症状、頭痛、倦けん怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

【参考】

8) 「作業条件の簡易な調査」：インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様である

「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、インジウム化合物の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである、このうち、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある

8) 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」：エチルベンゼンにより生じる症状の検査をいう

8) エチルベンゼン有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、特化則第 41 条の 2 において準用する有機則第 29 条の特殊健康診断と特化則第 39 条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない、ただし、当該項目についての結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し、保存しなければならない

9) 「尿中のマンデル酸の量の測定」：尿中マンデル酸の半減期を踏まえ、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る

別表第四 (十)

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査

別表第三 (十一)
エチレンイミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔おう吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔おう吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

【参考】

5) 主要な障害：呼吸器系の障害、中枢神経の障害、皮膚及び粘膜(特に眼及び上気道)の障害

別表第四 (十二)

- 一 作業条件の調査
- 二 骨髄性細胞の算定
- 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査

別表第三 (十二)

塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 塩化ビニルによる全身倦けん怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸だん、黒色便、手指の蒼そう白、疼とう痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査
- 三 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦けん怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸だん、黒色便、手指の疼とう痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 肝又は脾ひの腫大の有無の検査
- 五 血清ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査
- 六 当該業務に十年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

[参考]

5) 主要な障害：呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、肝臓の障害(肝血管肉腫、門脈圧亢進症等)、指端骨溶解症

別表第四 (十三)

- 一 作業条件の調査
- 二 肝又は脾ひの腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)及びクンケル反応(ZTT)の検査
- 三 医師が必要と認める場合は、ジアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾ひのシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査

別表第三 (十三)

塩素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

[参考]

- 4) 眼の症状等の「等」＝皮膚症状および歯の変化
- 4) 歯の変化等の「等」＝皮膚炎および皮膚潰瘍
- 5) 主要な障害：呼吸器系の障害、歯牙の障害、皮膚及び粘膜(特に眼及び上気道)の障害

別表第四 (十四)

- 一 作業条件の調査
- 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査
- 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査

別表第三 (十四)

オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 尿尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 尿沈渣さ検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣さのパパニコラ法による細胞診)の検査
- 五 尿中のウロビリノーゲンの検査

[参考]

- 5) 主要な障害：泌尿器系の障害(炎症、腫瘍等)、肝臓の障害

別表第四 (十五)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検査又は肝機能検査

別表第三 (十五)

オルトーフタロジニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 てんかん様発作の既往歴の有無の検査
- 三 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦けん怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼そう白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 尿中のウロビリノーゲンの検査

[参考]

- 4) 手指の振せん等の「等」＝脳神経系症状、胃腸症状および体重減少
- 5) 主要な障害：中枢神経系の障害(てんかん様発作等)

別表第四 (十六)

- 一 作業条件の調査
- 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
- 三 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査
- 四 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定

別表第三 (十六)

カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔おう吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査
- 五 尿中の蛋たん白の有無の検査

[参考]

- 4) 胃腸症状等の「等」＝腎機能障害による症状
- 4) 体重減少等の「等」＝胸痛および疲労感
- 5) 主要な障害：呼吸器系の障害、消化器系の障害、腎臓の障害

別表第四 (十七)

- 一 作業条件の調査
- 二 尿中のカドミウムの量の測定
- 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査
- 四 尿中に蛋たん白が認められる場合は、尿沈渣さ検鏡の検査、尿中の蛋たん白の量の測定及び腎じん機能検査

別表第三 (十七)

クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔くうの異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿せん孔等の鼻腔くうの所見の有無の検査
- 五 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査
- 六 令第二十三条第四号の業務に四年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

[参考]

- 4) 呼吸器症状等の「等」=皮膚炎、湿疹および皮膚潰瘍
- 4) 潰瘍等の「等」=湿疹
- 5) 主要な障害：呼吸器系の障害(腫瘍等)、鼻腔の障害、皮膚の障害

別表第四 (十八)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

別表第三 (十八)

次の物を製造し、又は取り扱う業務

- 一 クロロホルム
- 二 四塩化炭素
- 三 一・四-ジオキサン
- 四 一・二-ジクロロエタン
- 五 一・一・二・二-テトラクロロエタン
- 六 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 クロロホルム、四塩化炭素、一・四-ジオキサン、一・二-ジクロロエタン又は一・一・二・二-テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 尿中の蛋たん白の有無の検査
- 六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査

別表第三 (三十二)

スチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五 尿中の蛋たん白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定

別表第三 (三十三)

次の物を製造し、又は取り扱う業務

- 一 テトラクロロエチレン
- 二 トリクロロエチレン
- 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 尿中の蛋たん白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定
- 六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査

別表第三 (四十五)

メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 尿中の蛋たん白の有無の検査

別表第四 (十九)

次の物を製造し、又は取り扱う業務

- 一 クロロホルム
- 二 四塩化炭素
- 三 一・四-ジオキサン
- 四 一・二-ジクロロエタン
- 五 スチレン
- 六 一・一・二・二-テトラクロロエタン
- 七 テトラクロロエチレン

- 八 トリクロロエチレン
- 九 メチルイソブチルケトン
- 十 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物
 - 一 作業条件の調査
 - 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋たん白の有無の検査を除く。)

別表第三 (十九)

クロロメチルメチルエーテル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 胸部のエックス線直接撮影による検査

[参考]

- 5) 主要な障害： 呼吸器系の障害(腫瘍等)

別表第四 (二十)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診又は気管支鏡検査

別表第三 (二十)

五酸化バナジウム(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼そう白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 肺活量の測定
- 五 血圧の測定

[参考]

- 5) 主要な障害： 呼吸器系の障害

別表第四 (二十二)

- 一 作業条件の調査
- 二 視力の検査
- 三 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査

四 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定

別表第三（二十一）

コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘ぜん鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 せき、息苦しさ、息切れ、喘ぜん鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

【参考】

8) 「作業条件の簡易な調査」：インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様である

「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、インジウム化合物の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである、このうち、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある

8) 「せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」：コバルトにより生じる症状の検査をいう

別表第四（二十一）

- 一 作業条件の調査
- 二 尿中のコバルトの量の測定
- 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験

【参考】

8) 「作業条件の調査」「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」「肺機能検査」：インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様である

「作業条件の調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査する

「肺機能検査」：スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による肺換気機能検査、動脈血ガスを分析する検査並びに一酸化炭素による拡散能力検査等をいう

「胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査」：肺の間質性変化及び気腫性変化を把握するための検査、また、この検査は、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断で実施しなければならないこととし、雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断においても、医師が必要と認める場合には実施しなければならない、雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断において、医師が必要と認めてこの検査を行う場合には、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断における「胸部のエックス線直接撮影」又は「特殊なエックス線撮影による検査」の結果と比較することが重要である、なお、「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいう

別表第三 (二十二)

コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査
- 三 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査
- 五 令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

【参考】

- 5) 主要な障害：呼吸器系の障害(腫瘍等)、消化器系の障害、眼の障害、皮膚の障害

別表第四 (二十三)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

別表第三 (二十三)

酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

【参考】

7) 「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、酸化プロピレンのガス又は蒸気の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査する、このうち、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある

7) 「眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」：酸化プロピレンにより生じる眼及び上気道の刺激症状の検査をいう

7) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」：酸化プロピレンにより生じる皮膚の発赤等の皮膚症状を考慮したものであり、主に視診により検査するもの

別表第四（二十四）

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査

【参考】

7) 「作業条件の調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査する

7) 「上気道の病理学的検査」：鼻腔がん等の上気道の悪性腫瘍を考慮した検査

7) 「耳鼻科学的検査」：鼻腔等の視診により検査するもの

別表第三（二十四）

次の物を製造し、又は取り扱う業務

一 シアン化カリウム

二 シアン化水素

三 シアン化ナトリウム

四 第一号又は第三号に掲げる物をその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物

五 第二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

六月

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の調査

三 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦けん怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 頭重、頭痛、疲労感、倦けん怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五 尿中のウロビリノーゲンの検査

【参考】

4) 胃腸症状等の「等」＝めまい、動悸、嘔声、呼吸困難、散瞳、結膜炎、皮膚または粘膜の紅潮および体重減少

5) 主要な障害： 中枢神経系の障害、消化器系の障害、粘膜の障害

別表第四 記載なし

別表第三 (二十五)

三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦けん怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 上腹部の異常感、倦けん怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 肝機能検査

【参考】

5) 主要な障害： 呼吸器系の障害(腫瘍等)、消化器系の障害、腎臓の障害

別表第四 (二十五)

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査

別表第三 (二十六)

一・二-ジクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

三 一・二-ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔くう刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔おう吐、黄疸だん、体重減少、上腹部痛等

の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔くう刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔おう吐、黄疸だん、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

五 血清総ビリルビン、血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマ-グルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査

【参考】

9) 「業務の経歴の調査」：当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る、なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を受けていないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましい

9) 「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の1, 2-ジクロロプロパンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、1, 2-ジクロロプロパンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査する、このうち、環境中の1, 2-ジクロロプロパンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある、なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましい

9) 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」：1, 2-ジクロロプロパンにより生じるこれらの症状の検査をいう、発赤とは、眼の発赤をいうこと、なお、「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る

9) 「血清総ビリルビン、血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマ-グルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査」は、1, 2-ジクロロプロパンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査である

別表第四 (二十六)

- 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
- 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍しゅようマーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

参考

- 9) 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査する、なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る
- 9) 「腹部の超音波による検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT(コンピュータ断層撮影)による検査等をいう
- 9) 「CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査
- 9) 「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、1、2-ジクロロプロパンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査、なお、この検査は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る
- 9) 1、2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(1、2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則第39条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない、ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならない

別表第三 (二十七)

ジクロロメタン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
- 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
- 三 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、悪心、嘔おう吐、黄疸だん、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾

患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

四 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、悪心、嘔おう吐、黄疸だん、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査

参考

3) ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う有機溶剤業務(③から⑤までについては、印刷機等の洗浄又は払拭の業務に限る。)に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

① 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等((ア)①及び②)と同様であること。

② 「ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の既往歴の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

③ 「集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

④ 「血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査」は、ジクロロメタンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

⑤ 「作業条件の検査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等((ア)⑥)項目と同様であること。

⑥ 「腹部の超音波検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいうこと。

⑦ 「CA19-9等の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

⑧ 「血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定」は、ジクロロメタンによるばく露状況を評価するための検査であること。

⑨ クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務のうちジクロロメタンに係るものに常時従事する労働者に対し、特化則第 41 条の 2 において準用する有機則第 29 条の特殊健康診断と特化則第 39 条の特殊健康診断と併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

別表第四 (二十七)

一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19—9 等の腫瘍しゅようマーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

別表第三 (二十八)

ジメチルー二・ニージクロロビニルホスフェイト(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 (別名 DDVP)

六月

一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

三 ジメチルー二・ニージクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

四 皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

五 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

【参考】

3) DDVP については、ヒトに対する発がんのおそれや有機リン剤の中毒症状、皮膚障害、コリンエステラーゼ活性の低下等を引き起こす可能性が

指摘されたことを踏まえ、DDVP 成形・加工・包装業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

① 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の DDVP の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、DDVP の蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の DDVP の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

③ 「DDVP による皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、DDVP により生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

④ 「皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、DDVP により生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑤ 「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、DDVP によるコリン作動性の自覚症状に先行して評価するための検査であること。なお、「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥ 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑦ 「肝機能検査」は、DDVPによる肝機能の異常の有無を評価するための検査であること。

なお、「肝機能検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑧ 「白血球数及び白血球分画の検査」は、白血病等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

⑨ 「神経学的検査」は、DDVPによる神経系の異常を評価するための検査であること。

なお、「神経学的検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

別表第四 (二十八)

一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

二 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

三 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

四 白血球数及び白血球分画の検査

五 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

別表第三 (二十九)

一・一・一ジメチルヒドラジン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の簡易な調査

三 一・一・一ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

【参考】

7) 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」：酸化プロピレン等に係る特殊健康診断の項目と同様である

「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、酸化プロピレンのガス又は蒸気の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査する、このうち、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある

- 7) 「眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」：
1, 1-ジメチルヒドラジンにより生じる眼及び上気道の刺激症状の検査をいう

別表第四 (二十九)

- 一 作業条件の調査
- 二 肝機能検査

別表第三 (三十)

臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱けん反射亢こう進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱けん反射亢こう進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 皮膚所見の有無の検査

[参考]

- 5) 主要な障害： 呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、視力の障害、皮膚の障害

別表第四 (三十)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査

別表第三 (三十一)

水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 尿中の潜血及び蛋たん白の有無の検査

[参考]

- 4) 口内炎等の「等」=疲労感、記憶力減退および皮膚炎
- 5) 主要な障害： 中枢神経系の障害、腎臓の障害

別表第四 (三十一)

- 一 作業条件の調査
- 二 神経医学的検査
- 三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣さ検鏡の検査

別表第三 (三十四)

トリレンジイソシアネート(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦けん怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦けん怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

【参考】

- 5) 主要な障害： 呼吸器系の障害、眼及び視力の障害、粘膜及び皮膚の障害

別表第四 (三十二)

- 一 作業条件の調査
- 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査
- 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査

別表第三 (三十五)

ニッケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 作業条件の簡易な調査
- 三 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

【参考】

- 6) 「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のニッケル化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ニッケル化

化合物のガス、蒸気、粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査する、このうち、環境中の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する

「皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状」：ニッケル化合物により生じる皮膚のかゆみ、湿疹、喘鳴等の症状

「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」：ニッケル化合物により生じる皮膚症状を考慮したものであり、主に視診により検査する

別表第四（三十三）

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、皮膚貼てん布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔くうの耳鼻科学的検査

【参考】

6) 「尿中のニッケルの量の測定」：当該労働者のばく露レベルを評価するためのもの

6) 「作業条件の調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者及び衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査する

6) 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」「喀痰の細胞診」：肺がんを考慮した検査である、「特殊なエックス線撮影による検査」とは、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいう

6) 「皮膚貼布試験」「皮膚の病理学的検査」「血液免疫学的検査」：感受性皮膚炎を考慮した検査

6) 「腎尿細管機能検査」：腎毒性を考慮したものであり、尿中のβ₂-マイクログロブリンの検査によるもの

6) 「鼻腔の耳鼻科学的検査」：鼻腔がん並びに鼻腔内炎症及び鼻中隔欠損を考慮したものであり、鼻腔の視診により検査するもの

別表第三（三十六）

ニッケルカルボニル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔おう吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒さうよう感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 頭痛、めまい、悪心、嘔おう吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒さうよう感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

一年

胸部のエックス線直接撮影による検査

【参考】

- 4) 鼻粘膜の異常等の「等」＝頭重および不眠
- 5) 主要な障害： 中枢神経系の障害、呼吸器系の障害

別表第四（三十四）

- 一 作業条件の調査
- 二 肺換気機能検査
- 三 胸部理学的検査
- 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定

別表第三（三十七）

ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 血圧の測定
- 五 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査

【参考】

- 5) 主要な障害： 中枢及び末梢神経系の障害、心血管系の障害、血液系の障害

別表第四（三十五）

- 一 作業条件の調査
- 二 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定
- 三 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目
- 四 尿中のウロビリノーゲン及び蛋たん白の有無の検査
- 五 心電図検査
- 六 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査

別表第三（三十八）

パラニトロクロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査

二 パラーニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦けん怠感、疲労感、顔面蒼そう白、チアノーゼ、貧血、心悸亢きこう進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 頭重、頭痛、めまい、倦けん怠感、疲労感、顔面蒼そう白、チアノーゼ、貧血、心悸亢きこう進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 尿中のウロビリノーゲンの検査

【参考】

5) 主要な障害： 中枢神経系の障害、血管系の障害、血液系の障害

別表第四 (三十六)

一 作業条件の調査

二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイツ小体の有無等の赤血球系の血液検査

三 尿中の潜血検査

四 肝機能検査

五 神経医学的検査

六 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定

別表第三 (三十九)

砒ひ素又はその化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の簡易な調査

三 砒ひ素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿せん孔等の鼻腔くうの所見の有無の検査

六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査

七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

【参考】

4) 知覚異常等の「等」＝腎機能障害による症状、肝機能障害による症状および下肢神経炎

4) 皮膚炎等の「等」＝皮膚潰瘍、黒皮症、角化症ならびに爪および毛髪の萎縮または欠損

5) 主要な障害： 呼吸器系の障害(腫瘍等)、消化器系の障害、血液系の障害、皮膚及び粘膜の障害

6) 「作業条件の簡易な調査」： ニッケル化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様である

「作業条件の簡易な調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のニッケル化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ニッケル化合物のガス、蒸気、粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査する、このうち、環境中の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する

別表第四（三十七）

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒ひ素化合物(砒ひ酸、亜砒ひ酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

【参考】

6) 「作業条件の調査」：ニッケル化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様である

「作業条件の調査」：労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者及び衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査する

6) 「尿中の砒素化合物(砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定」：食事由来の砒素化合物による影響を排除するため、測定の対象を砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限定するとともに、改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目であった「毛髪中の砒素の量の測定」は行わないものとした、なお、測定に当たっては、尿中の砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸の合計の量を測定すれば足りる

別表第三（四十）

弗ふつ化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 弗ふつ化水素による呼吸器症状、眼の症状等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 眼、鼻又は口腔くうの粘膜の炎症、歯牙の変色等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

五 尿中のウロビリノーゲンの検査

【参考】

4) 眼症状等の「等」＝皮膚症状

4) 斑状歯等の「等」＝せき、たん等の呼吸器症状、食欲不振、悪心、嘔吐、便秘などの消化器症状、および体重減少

4) 皮膚炎等の「等」＝壊死性潰瘍

5) 主要な障害： 呼吸器系の障害、眼の障害、粘膜及び皮膚の障害

別表第四 (三十八)

- 一 作業条件の調査
- 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査
- 三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
- 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗ふつ素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定

別表第三 (四十一)

ベータープロピオラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 ベータープロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- 五 胸部のエックス線直接撮影による検査

[参考]

5) 主要な障害： 呼吸器系の障害、皮膚の障害

別表第四 (三十九)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

別表第三 (四十二)

ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢きこう進、倦けん怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 頭重、頭痛、めまい、心悸亢きこう進、倦けん怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
- 五 白血球数の検査

[参考]

5) 主要な障害： 中枢及び末梢神経系の障害、造血系の障害

別表第四 (四十)

- 一 作業条件の調査

- 二 血液像その他の血液に関する精密検査
- 三 神経医学的検査

[参考]

5) ベンゼンにおける尿中のフェノールの量の測定を追加する

別表第三 (四十三)

ペンタクロルフエノール(別名 PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査
- 二 ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢きこう進、眼の痛み、皮膚掻痒そそうよう感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、皮膚掻痒そそうよう感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- 五 血圧の測定
- 六 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査

[参考]

- 4) 皮膚掻痒感等の「等」=肝障害による症状、眼脂、皮膚炎、尋常性痤疮および心悸亢進
- 4) 皮膚炎等の「等」=クロラクネ、色素沈着、毛孔角化、および爪の変色または変形
- 5) 主要な障害：呼吸器系の障害、消化器系の障害、神経系の障害、皮膚及び粘膜の障害

別表第四 (四十一)

- 一 作業条件の調査
- 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査
- 三 肝機能検査
- 四 白血球数の検査
- 五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフエノールの量の測定

別表第三 (四十四)

マンガンを含有する化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

- 一 業務の経歴の調査

二 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏こう顔、流涎えん、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査

三 せき、たん、仮面様顔貌、膏こう顔、流涎えん、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査

四 握力の測定

[参考]

4) 発語異常等の「等」＝瘧笑、瘧泣、睡眠障害、記憶障害、および性欲減退

5) 主要な障害：呼吸器系の障害、中枢神経系の障害(パーキンソン症候群様)

別表第四(四十二)

一 作業条件の調査

二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査

三 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査

四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定

別表第三(四十六)

沃よう化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 沃よう化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔おう吐、倦けん怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔おう吐、倦けん怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

[参考]

5) 主要な障害：中枢神経系の障害、皮膚の障害

別表第四(四十三)

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査

別表第三(四十七)

硫化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

【参考】

4) 眼症状等の「等」＝神経精神症状、頭痛、不眠、易疲労性、易興奮性およびめまい

4) 歯の変化等の「等」＝皮膚炎

5) 主要な障害：呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、粘膜の障害

別表第四（四十四）

一 作業条件の調査

二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査

別表第三（四十八）

硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査

二 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 せき、たん、嘔か声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

五 尿中の蛋たん白の有無及びウロビリノーゲンの検査

【参考】

4) 皮膚症状等の「等」＝肝障害による症状および腎機能障害による症状

5) 主要な障害：呼吸器系の障害、眼の障害、皮膚及び粘膜の障害

別表第四（四十五）

一 作業条件の調査

二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査

三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査

別表第三（四十九）

次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務

一 四-アミノジフェニル及びその塩

二 四-ニトロジフェニル及びその塩

三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

六月

一 業務の経歴の調査

- 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 尿沈渣さ検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣さのパパニコラ法による細胞診)の検査

[参考]

5) 主要な障害： 泌尿器系の障害(炎症、腫瘍等)

別表第四 (四十六)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検査又は腎盂う撮影検査

*特別有機溶剤、DDVP の有害性情報

a) 特別有機溶剤

主な有害性	性状	用途の例
1) エチルベンゼン ¹⁾ CAS 100-41-4		
○ヒトに対する発がん性が疑われる。 ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・刺激性、単回投与毒性、反復投与毒性あり	無色の液体、芳香臭 ⁴⁾ (沸点 136℃、蒸気圧 0.9 kPa(20℃) ⁴⁾)	スチレン単量体の中間原料、有機合成、溶剤、希釈剤
2) 1,2-ジクロロプロパン ²⁾ CAS 78-87-5		
発がん性：長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い。 その他：中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。 (沸点 96℃、蒸気圧 27.9kPa(20℃))	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物
4) クロロホルム ³⁾ CAS 67-66-3		
発がん性：国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。マウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他：皮膚腐食性・刺激性(1A-1C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性、(単回)肝臓、腎臓、	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 62℃、蒸気圧 21.2kPa(20℃))	フルオロカーボン原料、試薬、抽出溶剤(農薬、医薬品)

(反復)中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器		
5) 四塩化炭素 ³⁾ CAS 56-23-5		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った 2 年間の試験で発がん性が認められた。 その他： (単回)肝臓、腎臓、中枢神経系、(反復)腎臓、肝臓	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 76.5℃、蒸気圧 12.2kPa(20℃))	他の物質の原料、試験研究または分析
6) 1,4-ジオキサン ³⁾ CAS 123-91-1		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った 2 年間の試験で発がん性が認められた。 その他： (単回)中枢神経系、(反復)腎臓、肝臓、中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 101℃、蒸気圧 5.1kPa(25℃))	抽出・反応用溶剤、塩素系溶剤の安定剤、洗浄用溶剤
1,2-ジクロロエタン(1,2-ジクロロエタン)(別名二塩化エチレン) ³⁾ CAS 107-06-2		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った 2 年間の試験で発がん性が認められた。 その他： 吸引性呼吸器有害性、(単回)中枢神経系、血液、肝臓、腎臓、呼吸器、心血管系、(反復)腎臓、肝臓、神経系、甲状腺、血液	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 83.5℃、蒸気圧 10.5kPa(25℃))	塩ビモノマー原料、エチレンジアミン、合成樹脂原料(ポリアミノ酸樹脂)、フィルム洗浄剤、有機溶剤、混合溶剤、殺虫剤、医薬品(ビタミン抽出)、くん蒸剤、イオン交換樹脂
ジクロロメタン(ジクロロメタン)(別名二塩化メチレン) ³⁾ CAS 75-09-2		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った 2 年間の試験で発がん性が認められた。 その他： (単回)中枢神経系、呼吸器、(反復)肝臓、中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 40℃、蒸気圧 47.4kPa(20℃))	洗浄剤(プリント基板、金属脱脂)、医薬・農薬溶剤、エアゾール噴射剤、塗料剥離剤、ポリカーボネートの反応溶剤、ウレタンフォーム発泡助

		剤、繊維・フィルム溶剤、接着剤、その他溶剤
スチレン ³⁾ CAS 100-42-5		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他： 生殖毒性(1B)、吸引性呼吸器有害性、(単回)中枢神経系、(反復)呼吸器、肝臓、神経系、血液系	無色～黄色の液体(沸点 145℃、蒸気圧 0.7kPa(20℃))	合成原料(ポリスチレン樹脂、ABS樹脂、合成ゴム、不飽和ポリエステル樹脂、塗料樹脂、イオン交換樹脂、化粧品原料)
1,1,2,2-テトラクロロエタン(1,1,2,2-テトラクロロエタン)(別名四塩化アセチレン) ³⁾ CAS 79-34-5		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他： (単回)中枢神経系、肝臓、(反復)肝臓、中枢神経系	クロロホルムに似た臭気のある液体(沸点 146.5℃、蒸気圧 0.6kPa(25℃))	溶剤
テトラクロロエチレン(テトラクロロエチレン)(別名パークロロエチレン) ³⁾ CAS 127-18-4		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2A(ヒトに対しておそらく発がん性を示す)。ラットとマウスを使った 2 年間の試験で発がん性が認められた。 その他： (単回)中枢神経系、呼吸器、肝臓、(反復)神経系、呼吸器、肝臓	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 121℃、蒸気圧 2.5kPa(25℃))	代替フロン合成原料、ドライクリーニング溶剤、脱脂洗浄、溶剤
トリクロロエチレン(トリクロロエチレン) ³⁾ CAS 79-01-6		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)1(ヒトに対して発がん性を示す) その他： 生殖毒性(1B)、(反復)中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 87℃、蒸気圧 7.8kPa(20℃))	代替フロン合成原料、脱脂洗浄剤、工業用溶剤、試薬
メチルイソブチルケトン(MIBK) ³⁾ CAS 108-10-1		
発がん性： 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点 117～118℃、蒸気	硝酸セルロース、合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶

その他 : (反復)神経系	圧 2.1kPa(20℃)	剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱脂油、製薬工業、電気メッキ工業、ピレトリン、ペニシリン抽出剤
---------------	---------------	--

出典) 1) 「平成 21 年度リスク評価対象物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底について」平成 22 年 10 月 13 日 基安発 1013 第 1 号

2) 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 25 年 8 月 27 日基発 0827 第 6 号

3) 「平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」平成 26 年 1 月 29 日 基安発 0129 第 1 号

4) 職場のあんぜんサイト GHS モデル MSDS 情報
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0092.html>

b) DDVP

主な有害性	性状	用途の例
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP) CAS 62-73-7		
発がん性：IARC 2B その他： 急性毒性(吸入：蒸気)、皮膚感作性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 神経系 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 神経系・肝臓	特徴的な臭気のある無色～琥珀色の液体(沸点 140℃、蒸気圧 1.6Pa (20℃))	家庭用殺虫剤または文化財燻蒸剤

出典) 『労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針』の周知について」平成 26 年 12 月 3 日 基発 1203 第 5 号

4) 石綿健康診断（石綿則 40 条）

（健康診断の実施）

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務(石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 業務の経歴の調査
- 二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 胸部のエックス線直接撮影による検査

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務(石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。)に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期的に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 作業条件の調査
- 二 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

「石綿障害予防規則の施行について」平成 17 年 3 月 18 基発第 0318003 号
6 第 6 章 健康診断

(1)第 40 条関係

ア 第 1 項の「当該業務への配置替えの際」とは、その事業場において、他の業務から本条に規定する受診対象業務に配置転換する直前をいうものであること。

イ 第 2 項の「常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの」とは、その事業場において過去に常時従事させた労働者であってその事業場に在職している者をいい、退職者までを含む趣旨ではないこと。

○「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 20 年 11 月 26 日 基発第 1126001 号

イ 石綿則第 40 条関係

特殊健康診断の対象者は、石綿則第 15 条(石綿則制定前においては、特化則第 24 条)により関係者以外の立入禁止措置を講ずべき作業場における作業(石綿等の密閉等により石綿の粉じんが発散しないよう措置された場所における石綿の粉じんにばく露するおそれがない作業を除く。)に常時従事し、又は常時従事していたものであること。

なお、特殊健康診断の対象者の選定に当たっては、必要に応じ、当時の作業施設の見取り図(作業環境測定の結果等を含む。)、本人及び同僚等からの聞き取り調査、人事記録、じん肺健康診断の対象者であったこと等を踏まえて判断すべきものであること。

なお、「石綿等を製造し、又は取り扱う業務」に従事した者は健康管理手帳の交付対象となるが、「石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。以下「周辺業務」という。)に従事していた者も交付対象となり、その要件として「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」とされている。周辺業務に従事した者については、作業状況によりばく露濃度が異なること等により当該業務の従事期間のみをもって交付することは困難であることから、石綿にばく露したことを示す客観的な指標である「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」という要件が指定された。

しかし、石綿健康診断の対象者は、「石綿則第 15 条により関係者以外の立入禁止措置を講ずべき作業場における作業(石綿等の密閉等により石綿の粉じんが発散しないよう措置された場所における石綿の粉じんにばく露するおそれがない作業を除く。)に常時従事し、又は常時従事していたものである」とされ、周辺業務従事者は除外されている。

労働安全衛生規則

(健康管理手帳の交付)

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

令第二十三条第十一号の業務
(石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。)

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

○「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 20 年 11 月 26 日 基発第 1126001 号

第2 改正の要点

2 改正省令関係

(1) 安衛則の一部改正(改正省令第1条関係)

ア 石綿に係る健康管理手帳の交付の要件の追加(安衛則第53条関係)

改正政令による施行令第23条第11号の改正に伴い、石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。以下「周辺業務」という。)に従事していた者に対する健康管理手帳の交付要件として、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」を定めたこと。

第3 細部事項

2 改正省令関係

(1) 安衛則の一部改正関係

ア 安衛則第53条関係

周辺業務に従事した者については、作業状況によりばく露濃度が異なること等により当該業務の従事期間のみをもって交付することは困難であることから、石綿にばく露したことを示す客観的な指標である「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」を健康管理手帳の交付要件としたこと。

5) 鉛健康診断 (鉛則 53 条)

労働安全衛生法施行令

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

四 別表第四に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)

鉛中毒予防規則

(健康診断)

第五十三條 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月(令別表第四第十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年)以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査

三 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

四 血液中の鉛の量の検査

五 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

2 前項の健康診断(六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において同項第四号及び第五号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと思ふときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と思ふものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 貧血検査

三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査

四 神経内科学的検査

○「鉛中毒予防規則の施行について」昭和四七年九月一八日 基発第五八九号

第一項の「当該作業に配置替えする際」とは、その事業場において、他の作業から鉛業務に配置転換する直前においての意であること。

○「労働安全衛生規則の一部を改正する省令、有機溶剤中毒予防規則の一部を改正する省令及び鉛中毒予防規則の一部を改正する省令等の施行について」平成元年八月二二日 基発第四六二号)

1 第五三条(健康診断)関係

(1) 第一項第二号の「鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査」とは、過去に鉛による別添の表二の症状のそれぞれがあったかどうかを調査することをいい、また、「既往の検査結果の調査」とは、過去の血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査の結果を調査することをいうこと。

(2) 第一項第三号の「鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査」は、鉛による生体影響等健康への影響を総合的に把握するうえで重要な検査である。この検査の結果は、医師が必要と認める場合の健康診断項目の実施や医師が必要でないと認める場合の健康診断の省略等の判断の際の重要な基準ともなるものであるので、別添の表二に掲げる症状のすべてについて、その有無を確認しなければならないものであること。

なお、適宜問診票を用いても差し支えないが、その際には医師による全症状にわたる十分な問診を行うべきものであること。

(3) 第一項第四号及び第五号の検査のための血液・尿の採取及び保存については、別途示すところによること。

(4) 第二項の規定に基づき、医師が必要でないと認めて健康診断項目を省略する場合には、別途示すところによること。

(5) 第三項第二号の「貧血検査」には、血色素量及び赤血球数の検査以外にヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等があること。

(6) 第三項第四号の「神経内科学的検査」には、筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等があること。

2 様式第三号関係

鉛健康診断結果報告書の様式を健康診断項目ごとに、その実施者数、有所見者数を報告させるものに改めたこと。また、血液中の鉛の量の検査、尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査及び赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査については、その結果を三つの分布に区分して報告させることとしたこと。

なお、この分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

別添 表二 鉛による自覚症状及び他覚症状

- 1 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状、2 四肢の伸筋麻痺または知覚異常等の末梢神経症状、3 関節痛、4 筋肉痛、5 蒼白、6 易疲労感、7 倦怠感、8 睡眠障害、9 焦燥感、10 その他

○「有機溶剤中毒予防規則第 29 条及び鉛中毒予防規則第 53 条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法等並びに健康診断項目の省略の要件について」平元.8.22 基発第 463 号

3 鉛中毒予防規則第 53 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 3 項第 3 号に掲げる検査のための血液又は尿の採取の時期及び保存方法等については、次に示すところによるものであること。

(1) 血液又は尿の採取時期について

血液又は尿の採取時期は、当該作業に従事している期間であれば任意の時期で差し支えないこと。

(2) 血液又は尿の保存方法について

イ 血液中の鉛の量の検査のための血液の保存方法は、容器を密閉して冷蔵保存すること。

ロ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査のため採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましいものであること。

尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に尿の腐敗等による検査値への影響を考慮すべきものであること。

ハ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査のための血液の保存方法は、暗所で保存することとし、その場合冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存でもよいこと。

(3) その他

イ 血液中の鉛の量の検査の際は、血液採取の器具や血液保存容器の材料である、硝子、ゴム、樹脂には鉛が含まれているものが多いので、これらの器具等からの鉛の溶出に注意すること。

ロ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査の際は、尿の排泄量が極端に多いか又は少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要であること。

ハ 鉛健康診断結果報告書における分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

4 鉛中毒予防規則第 53 条第 2 項に規定する血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査の省略の要件は、次に示す条件をすべて満たす場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものであること。

なお、省略可能とされた労働者がある場合は、その理由等を聴取した上で判断すること。

(1) 前回の健康診断を起点とする連続過去 3 回の鉛健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。

(2)「血液中の鉛の量の検査」並びに「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。

(3) 今回の当該健康診断において、別添の表2に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。

ただし、これらの症状が、鉛以外の要因によると判断される場合は、この限りでない。

(4) 作業環境の状態、作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

6) 四アルキル鉛健康診断（四アルキル鉛則 22 条）

労働安全衛生法施行令

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

四アルキル鉛中毒予防規則

（健康診断）

第二十二條 事業者は、令第二十二條第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後三月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行なわなければならない。

一 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼そう白、倦けん怠感、盗汗、頭痛、振顫せん、四肢しの躰けん反射亢こう進、悪お心、嘔吐おうと、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査

二 血圧の測定

三 血色素量又は全血比重の検査

四 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査

7) 有機溶剤健康診断（有機則 29 条）

労働安全衛生法施行令

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

有機溶剤中毒予防規則

（健康診断）

第二十九條 令第二十二條第一項第六号の厚生労働省令で定める業務は、屋内作業場等(第三種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部に限る。)における有機溶剤業務のうち、第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。

2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査

三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

四 尿中の蛋たん白の有無の検査

3 事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 作業条件の調査
- 二 貧血検査
- 三 肝機能検査
- 四 腎じん機能検査(尿中の蛋たん白の有無の検査を除く。)
- 五 神経内科学的検査

○「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」昭和五三年八月三十一日 基発第四七九号

7 第二十九条関係

(1) 第二項第一号の「業務の経歴」は雇い入れの際又は配置替えの際の健康診断を行うときに詳細に聴取すべきものであること。

(2) 第二項第二号の「既往歴」については、雇い入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつては、その時までの症状又は疾病を、定期的健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状又は疾病を調査すべきものであること。

○「労働安全衛生規則の一部を改正する省令、有機溶剤中毒予防規則の一部を改正する省令及び鉛中毒予防規則の一部を改正する省令等の施行について」平成元年八月二日 基発第四六二号

II 有機溶剤中毒予防規則関係

1 第二十九条(健康診断)関係

(1) 第二項第二号関係

イ 「有機溶剤による健康障害の既往歴の調査」とは、過去に有機溶剤による貧血、肝機能障害、腎機能障害、末梢神経障害等の健康障害があったかどうかを調査することをいうこと。

ロ 「有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査」とは、過去に有機溶剤による別添の表一の症状のそれぞれがあったかどうかを調査することをいうこと。

ハ 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」とは、有機溶剤中毒予防規則別表(以下「有機則別表」という。)下欄の「尿中のメチル馬尿酸の量の検査」、「尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査」、「尿中のマンデル酸の量の検査」、「尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査」、「尿中の馬尿酸の量の検査」、「尿中の二・五-ヘキサジジオンの量の検査」をいうこと。

ニ 「既往の異常所見の有無の調査」とは、過去の貧血に関する検査、肝機能に関する検査、眼底検査、腎機能に関する検査及び神経内科学的検査における異常所見の有無を調査することをいうこと。

(2) 第二項第三号の「有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査」は、有機溶剤による生体影響等健康への影響を総合的に把握するうえで重要な検査である。この検査の結果は、医師が必要と認める場合の健康診断項目の実施や医師が必要でないとする場合の健康診断項目

目の省略等の判断の際の重要な基準ともなるものであるので、別添の表一に掲げる症状のすべてについて、その有無を確認しなければならないものであること。

なお、適宜問診票を用いても差し支えないが、その際には医師による全症状にわたる十分な問診を行うべきものであること。

(3) 第三項は、有機則別表に掲げる有機溶剤等の種類に応じ、貧血の検査として血色素量及び赤血球数の検査、肝機能の検査として GOT、GPT 及び γ -GTP の検査、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査又は眼底検査を行うことを規定したものであること。

また、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査のための尿の採取には、各物質ごとに適切な時期があり、その保存には適当な方法があるので別途示すところによること。

(4) 第四項の規定に基づき、医師が必要でないとして健康診断項目を省略する場合には、別途示すところによること。

(5) 第五項関係

イ 第一号の「作業条件の調査」は、従来有機則別表に定められていたが、新たに、医師が必要と認める場合に行う項目として規定したこと。

ロ 第二号の「貧血検査」とは、有機則別表の(一)に掲げる有機溶剤等に対しては血色素量及び赤血球数の検査以外の貧血に関する検査をいい、それ以外の有機溶剤等に対しては血色素量及び赤血球数の検査を含む貧血に関する検査をいうこと。

貧血に関する検査には、血色素量及び赤血球数の検査以外にヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等があること。

ハ 第三号の「肝機能検査」とは、有機則別表の(二)、(四)、(六)に掲げる有機溶剤等に対しては GOT、GPT、 γ -GTP 以外の肝機能に関する検査をいい、それ以外の有機溶剤等に対しては GOT、GPT、 γ -GTP の検査を含む肝機能に関する検査をいうこと。

肝機能に関する検査には、GOT、GPT、 γ -GTP の検査以外に血清の総蛋白、ビリルビン、アルカリフォスファターゼ、乳酸脱水素酵素の検査等があること。

ニ 第四号の「腎機能検査」には、尿中蛋白量、尿中糖量、尿比重の検査、尿沈渣顕微鏡検査等があること。

ホ 第五号の「神経内科学的検査」には、筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等があること。

2 様式第三号の二関係

有機溶剤等健康診断結果報告書の様式を健康診断項目ごとに、その実施者数、有所見者数を報告させるものに改めたこと。また、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査については、その結果を三つの分布に区分して報告させることとしたこと。

なお、この分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

別添 表一 有機溶剤による自覚症状及び他覚症状

1 頭重、2 頭痛、3 めまい、4 悪心、5 嘔吐、6 食欲不振、7 腹痛、8 体重減少、9 心悸亢進、10 不眠、11 不安感、12 焦燥感、13 集中力の低下、14 振戦、15 上気道又は眼の刺激症状、16 皮膚又は粘膜の異常、17 四肢末端部の疼痛、18 知覚異常、19 握力減退、20 膝蓋腱・アキレス腱反射異常、21 視力低下、22 その他

別表（第二十九条関係）

有機溶剤等		項目
(一)	一 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ) 二 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート) 三 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ) 四 エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	血色素量及び赤血球数の検査
(二)	一 オルトジクロルベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・二ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
(三)	一 キシレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
(四)	一 N・N-ジメチルホルムアミド 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	一 肝機能検査 二 尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査
(五)	一 一・一・一トリクロルエタン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査

(六)	一 トルエン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中の馬尿酸の量の検査
(七)	一 二硫化炭素 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	眼底検査
(八)	一 ノルマルヘキサン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中の二・五一ヘキサンジオンの量の検査

○「有機溶剤中毒予防規則第 29 条及び鉛中毒予防規則第 53 条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法等並びに健康診断項目の省略の要件について」平元.8.22 基発第 463 号 改正平 10.3.24 第 122 号

1 有機溶剤中毒予防規則別表（以下「有機則別表」という。）下欄に掲げる検査のための尿の採取時期及び保存方法等については、次に示すところによるものであること。

(1) 尿の採取時期について

尿の採取時期は、尿中の有機溶剤の代謝物の濃度が最も高値を示す時期とすべきものである。

作業日が連続している場合においては、連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時（注）に行うことが望ましいが、有機則別表中、尿中のメチル馬尿酸の量の検査、尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査、尿中のマンデル酸の量の検査、尿中の馬尿酸の量の検査並びに尿中の2・5一ヘキサンジオンの量の検査のための尿の採取時期については、連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えないこと。

（注）「連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時」とは、例えば、月曜日から金曜日まで連日ほぼ同一時間当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、木曜日又は金曜日の当該作業終了時をいうこと。

また、「作業終了時」とは、例えば9時から17時まで当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、17時頃をいい、この場合の尿の採取方法は、15時前後に排尿した後、17時頃に尿を採取するものであること。

(2) 尿の保存方法について

採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましいものであること。

尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に尿の腐敗等による検査値への影響を考慮すべきものであること。

(3) その他

イ 尿の排泄量が極端に多いか又は少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要であること。

ロ 飲酒は、検査結果に影響を与えるので、尿の採取前日から採取までの間は飲酒を控えるよう、あらかじめ労働者に対しその旨指導することが必要であること。

ハ テトラクロルエチレン、1・1・1-トリクロルエタン、トリクロルエチレンに係る有機溶剤等に係る尿中代謝物の検査については、検査すべき尿中代謝物が同一であるので、これらの有機溶剤等を2以上使用している場合、有機溶剤の種類と作業環境気中濃度を考慮のうえ検査結果を評価することが必要であること。

ニ 尿中の馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水等の摂取によっても変動することがあるので、検査の際には、これらの摂取状況を確認することが必要であること。

なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選んで実施することが望ましいものであること。

ホ 有機溶剤等健康診断結果報告書における分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

(2) じん肺健康診断（じん肺法 3 条）

じん肺法

(じん肺健康診断)

第三条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によつて行うものとする。

- 一 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査
- 二 厚生労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査
- 三 厚生労働省令で定める方法による結核精密検査その他厚生労働省令で定める検査

2 前項第二号の検査は、同項第一号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外の者について行う。ただし、肺機能検査については、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ。)があると認められる者その他厚生労働省令で定める者を除く。

3 第一項第三号の結核精密検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査(肺機能検査を除く。)の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核にかかつており、又はかかっている疑いがあると診断された者について、同項第三号の厚生労働省令で定める検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者(同項第三号の厚生労働省令で定める検査を受けることが必要であると認められた者に限る。)について行う。ただし、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影があると認められる者を除く。

(就業時健康診断)

第七条 事業者は、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者(当該作業に従事することとなつた日前一年以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理二又は管理三イと決定された労働者その他厚生労働省令で定める労働者を除く。)に対して、その就業の際、じん肺健康診断を行わなければならない。この場合において、当該じん肺健康診断は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。

(定期健康診断)

第八条 事業者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。

- 一 常時粉じん作業に従事する労働者(次号に掲げる者を除く。) 三年

二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの 一年

三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 三年

四 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理三である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 一年

2 前条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

(定期外健康診断)

第九条 事業者は、次の各号の場合には、当該労働者に対して、遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。

一 常時粉じん作業に従事する労働者(じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された労働者を除く。)が、労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。

二 合併症により一年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のため休業を要しなくなったと診断されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、厚生労働省令で定めるとき。

2 第七条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

(離職時健康診断)

第九条の二 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き厚生労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

一 常時粉じん作業に従事する労働者(次号に掲げる者を除く。) 一年六月

二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの 六月

三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二又は管理三である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 六月

2 第七条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

(労働安全衛生法の健康診断との関係)

第十条 事業者は、じん肺健康診断を行つた場合においては、その限度において、労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の健康診断を行わなくてもよい。

(受診義務)

第十一条 関係労働者は、正当な理由がある場合を除き、第七条から第九条までの規定により事業者が行うじん肺健康診断を受けなければならない。ただし、事業者が指定した医師の行うじん肺健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うじん肺健康診断を受け、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

○「改正じん肺法の施行について」昭和五三年四月二八日 基発第二五〇号

二 じん肺健康診断(第三条関係)

(二) じん肺健康診断は、次の図のような流れで実施されるものであること。

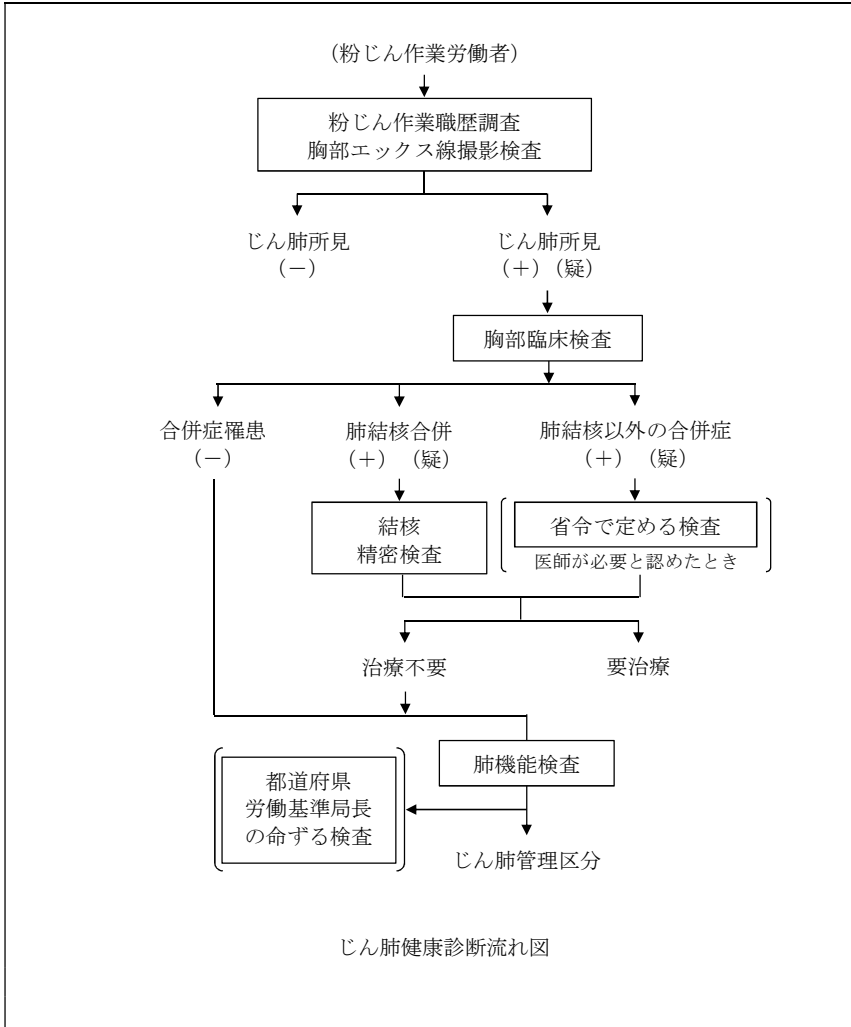
(次ページ)

(三) じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、別途発行される「じん肺診査ハンドブック」に記載された内容を基本として行うこととするので、事業者及びじん肺健康診断を行う医療機関に対し、この旨を指導されたいこと。

(四) 第一項第一号の「直接撮影による胸部全域のエックス線写真」とは、背腹位の胸部写真をいうものであつて、側位、斜位等の多方向撮影、断層撮影等によるものは含まれないものであること。

(五) 第二項の「じん肺の所見がないと診断された者以外の者」とは、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断された者をいうこと。

(六) エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影があると認められる者については、肺機能検査、結核精密検査及び肺結核以外の合併症に関する検査を除外することとしたこと。



じん肺法施行規則

(胸部に関する臨床検査)

第四条 法第三条第一項第二号の胸部に関する臨床検査は、次に掲げる調査及び検査によつて行ふものとする。

- 一 既往歴の調査
- 二 胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査

(肺機能検査)

第五条 法第三条第一項第二号の肺機能検査は、次に掲げる検査によつて行うものとする。

- 一 スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査
- 二 動脈血ガスを分析する検査

2 前項第二号の検査は、次に掲げる者について行う。

- 一 前項第一号の検査又は前条の検査の結果、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いがあると診断された者(次号に掲げる者を除く。)
- 二 エックス線写真の像が第三型又は第四型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)と認められる者

(結核精密検査)

第六条 法第三条第一項第三号の結核精密検査は、次に掲げる検査によつて行うものとする。この場合において、医師が必要でないとする一部の検査は省略することができる。

- 一 結核菌検査
- 二 エックス線特殊撮影による検査
- 三 赤血球沈降速度検査
- 四 ツベルクリン反応検査

じん肺法施行規則

(肺結核以外の合併症に関する検査)

第七条 法第三条第一項第三号の厚生労働省令で定める検査は、次に掲げる検査のうち医師が必要であると認めるものとする。

- 一 結核菌検査
- 二 たんに関する検査
- 三 エックス線特殊撮影による検査

(肺機能検査の免除)

第八条 法第三条第二項ただし書の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 第六条の検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者
- 二 法第三条第一項第一号の調査及び検査、第四条の検査又は前条の検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、第一条第二号から第六号までに掲げる疾病にかかっていると診断された者

(3) 行政通達で指導勧奨されている特殊健康診断 (29 業務)

法定健康診断の他に行政通達で指導勧奨されている特殊健康診断がある。それを下表に示す。なお、平成2年の通達¹⁾では「28 肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等重症心身障害児、者の入所施設における介護業務」が含まれていたが、新しい「各種健康診断結果報告書」²⁾には含まれていない。

この項は、厚生労働省が報告を求める特殊健康診断²⁾について言及する。各有害要因の健康診断項目を紹介したかったが、必ずしも「健康診断項目」という形で整理されているものばかりではない。従って、ここでは健康診断の参考となる行政通達を紹介する。通達は厚生労働省と中災防のサイトを検索したが、発見できなかつたものもある。

1) 「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成02年12月18日基発第748号)

2) 厚生労働省 各種健康診断結果報告書

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>

指導勧奨による特殊健康診断の種類²⁾

コード	業務の内容
01	紫外線・赤外線にさらされる業務
02	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
03	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
04	黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
05	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
06	亜硫酸ガスを発生する場所における業務
07	二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
08	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
09	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
10	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務

13	クロナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務
16	超音波溶着機を取り扱う業務
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M. D. I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20	キーパンチャーの業務
21	都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）
22	地下駐車場における業務（排気ガス）
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
24	チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等）の取り扱いの業務
25	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
26	金銭登録の業務
27	引金付工具を取り扱う作業
29	VDT作業
30	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

1) 紫外線・赤外線にさらされる業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

(二) 「物理的因子による次に掲げる疾病」(第二号)

イ 「紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患」(第二号一)

〔要旨〕

本規定は、有害光線の一種である紫外線にさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する前眼部疾患又は皮膚疾患を業務上の疾病として定めたものである。

〔解説〕

(イ) 「紫外線」とは、可視光線より波長が短い電磁波をいう。紫外線は、物理的には若干の電離作用を有し、おおむね三〇〇ミリマイクロン(m μ)よりも短波長では人体に有害となる。

(ロ) 該当業務としては、例えば、アーク溶接・溶断、ガス溶接・溶断、殺菌、検査等の業務がある。

(ハ) 「前眼部疾患」とは、主として結膜又は角膜に起こる疾病をいい、これには結膜炎、角膜表層炎等の疾患がある。眼に紫外線が照射されると、大部分が角膜で吸収され紫外線眼炎をおこす。この紫外線眼炎のうち、電気溶接あるいは水銀灯などの特殊電球などによるものは電気性眼炎と呼ばれる。

(ニ) 「皮膚疾患」については、アーク溶接及びガス溶接で発生する紫外線は、ばく露の程度により、ばく露皮膚の皮膚火傷をきたすことがあるとされている。

ロ 「赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患」(第二号二)

〔要旨〕

本規定は、光線の一種である赤外線にさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患を業務上の疾病として定めたものである。なお、旧第三号の「高熱に因る眼の疾患」はこの規定に吸収された。

〔解説〕

(イ) 「赤外線」とは、可視光線より波長が長い電磁波をいう。おおむね七六〇ミリマイクロン($m\mu$)よりも長波長の強烈な赤外線照射による障害は、永久的であり蓄積的であつて、紫外線の眼に対する障害が一時的であるの対照的である。

(ロ) 該当業務としては、例えば、製鉄、製鋼、ガラス等の炉前作業、造塊などの高熱物体取扱作業、赤外線乾燥作業等に係る業務がある。

(ハ) 「網膜火傷、白内障等の眼疾患」について

a 「等」には、眼瞼縁炎、角膜炎、調節障害、早期老眼、虹彩萎縮、黄斑変性等がある。

b 赤外線による白内障は、急性疾患である電気性眼炎と異なり、比較的長期間就労している者に発生する慢性疾患である。

(ニ) 「皮膚疾患」については、赤外線による皮膚障害が発生した場合には本規定が適用される。なお、第二号九に掲げる疾病に該当する皮膚疾患は除かれる。

2) 強烈な騒音を発する場所における業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

ル 「著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患」(第二号一一)

〔要旨〕

本規定は、著しい騒音にさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する難聴等の耳の疾患を業務上の疾病として定めたものであり、旧第一二号に対応するものである。

〔解説〕

(イ) 「著しい騒音」とは、長期間ばく露されているうちに聴力低下が徐々に進行し、又は突発的に若しくは数十時間のうちに急速に聴力低下が起こるような騒音をいう(安衛令第二条第三号参照)。

(ロ) 該当業務としては、例えば、製缶、鍛冶、金属研磨等の業務がある。

(ハ) 「難聴等の耳の疾患」について

「等」には、耳なり、内耳前庭機能障害によるめまい等がある。

なお、爆発など強大な音響や気圧によつて、あるいは頭頸部の外傷などによつて瞬時に聴力が低下するいわゆる災害性難聴は、第一号の規定(業務上の負傷に起因する疾病)が適用される。

○「騒音障害防止のためのガイドラインの策定について」平成4年10月1日基発第546号

騒音障害防止のためのガイドライン

6 健康管理

(1) 健康診断

イ 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

[1] 既往歴の調査

[2] 業務歴の調査

[3] 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

[4] オージオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査

[5] その他医師が必要と認める検査

ロ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

[1] 既往歴の調査

[2] 業務歴の調査

[3] 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

[4] オージオメータによる 1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける選別聴力検査

事業者は、上記の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- [1] オージオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000ヘルツにおける聴力の検査
[2] その他医師が必要と認める検査

3) マンガン化合物（塩基性酸化マンガンに限る。）を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

○「特定化学物質等障害予防規則の施行について」昭和四六年五月二四日 基発第三九九号

へ 「塩基性酸化マンガンを除く。」とは、酸化マンガン(MnO)および三酸化マンガン(Mn₂O₃)を除く趣旨であること。

○「労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病」平成二十五年九月三十日 厚生労働省告示第三百十六号

マンガン及びその化合物

頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は言語障害、歩行障害、振せん等の神経障害

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

(g) 「言語障害、歩行障害、振せん等の中枢性神経症候群」とは、錐体外路症候を主徴とする運動減少筋硬直症候群の一種で、パーキンソン症候群又はパーキンソニスムスとも呼ばれる。マンガン及びその化合物による中枢性神経症候群は慢性障害の一つであつて、言語障害、歩行障害及び振せんのほかに仮面状顔貌、小字障害、突進症状(前方、側方又は後方)等がみられる。

「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

ハ 告示の表中下欄に掲げる症状又は障害について

告示の表中下欄に掲げる症状又は障害についての主な用語の意義は、次に掲げるとおりである。

「言語障害」とは、不明瞭な言語、発語困難等をいう。パーキンソン病様の言語障害を生じさせる代表的な化学物質としてはマンガン及びその化合物等がある。

「振せん」とは、拮抗した筋群が交互に不随意に収縮を繰り返すために起こる状態をいい、比較的リズムカルな無目的の運動、ふるえがみられ、これが緊張や興奮により顕著となる。振せんを生じさせる化学物質としては水銀及びその化合物並びにマンガン及びその化合物、臭化メチル等がある。

「歩行障害」とは、歩行が円滑に行えないか、困難な状態をいう。運動失調による失調性歩行、パーキンソン病様の小刻み歩行などがある。歩行の際、ふらつきを訴える歩行障害を生じさせる化学物質としては、水銀及びその化合物並びにマンガン及びその化合物がある。

別紙 3 「告示の表中上欄に掲げる化学物質にさらされる業務に従事した労働者に発生したことのある症状又は障害」

マンガン及びその化合物 精神障害又は気道・肺障害

別紙 5 告示において指定された化学物質の該当認定基準
物質の名称 該当認定基準

マンガン及びその化合物 38年基発 522

○「特定化学物質等障害予防規則の施行について」昭和四六年五月二四日 基発第三九九号

へ 「塩基性酸化マンガンを除く。」とは、酸化マンガン(MnO)および三酸化マンガン(Mn₂O₃)を除く趣旨であること。

ト マンガン化合物の主なものとしては、二酸化マンガン、塩化マンガン、硝酸マンガン、マンガン塩および過マンガン酸塩があること。

4) 黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

(d) 「りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物」とは、例示された元素を含有する無機化合物であつて中毒を起こすことが知られている物質であるが、上記(a)から(c)までに掲げる物質は除かれる。

なお、「シアン化水素、シアン化ナトリウム等」の「等」には、シアン化カリウム及びシアン化カルシウムがある。

(i) 「顎骨壊死」とは、顎骨に生じた壊死(骨の組織、細胞が死んだ状態をいう。)をいい、黄りんによる顎骨壊死は、慢性中毒の特異な障害であつて、下顎骨に現われやすいが、口蓋上顎等にもみられる。

○「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について」平成21年12月24日 基発1224第6号

ばく露作業報告対象物の主な別名、有害性及び用途の例

22	
物質名 (CAS No)	りん化水素(7803-51-2) [別名] ホスフィン
【コード番号】 報告を要しない 含有率	【121】1%未満
主な別名	
有害性情報(生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	GHS：神経毒性「区分1」 ・吸入ばく露による神経系、呼吸器系、肝臓、消化管、心血管系の障害 植物検疫くん蒸剤として広く使用されている臭化メチルがオゾン層破壊物質として指定され、今までも使用されてきたりん化水素が代替物質として注目されている。 ACGIH：0.3ppm ・上部気道および胃腸刺激；頭痛；中枢神経障害
用途の例	植物検疫くん蒸剤、導体のドーピングガス

○「平成21年度リスク評価対象物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底について」平成22年10月13日 基安発1013第1号
<添付資料>

別紙1 リスク評価物質(14物質)に関する情報

インジウム及びその化合物 (インジウム： 7440-74-6) (三塩化インジウム： 10025-82-8) (りん化インジウム： 22398-80-7) (酸化インジウム： 1312-43-2) ※上記以外のイン	○ヒトに対しておそらく発がん性がある(りん化インジウム) ○急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・刺激性、反復投与毒性あり。	<インジウム> 銀ロウ、銀合金接点、ハンダ、低融点合金、液晶セル電極用、歯科用合金、防食アルミニウム、テレビカメラ、ゲルマニウム・トランジスター、光通信、太陽熱発電、電子部品、軸受金属、りん化インジウム結晶の原料
--	---	---

ジウム化合物を含む		〈三塩化インジウム〉 透明電極材料用原料 〈りん化インジウム〉 InP 単結晶の原料
-----------	--	---

5) 有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

(q) 「有機りん化合物」とは、りん原子 p を含むエステル系の化合物をいう。これらの物質はいずれも、共通してコリンエステラーゼ活性阻害作用による中毒症状を呈するので、告示の表中上欄には「有機りん化合物」を一括して掲げ、これに対応する症状又は障害を同表下欄に掲げている。なお、告示の表中上欄に掲げる有機りん化合物の一物質なる各物質にばく露すると同表下欄に掲げる症状又は障害のすべてが必発するという趣旨ではなく、下欄に掲げる症状又は障害のうち一つ又はそれ以上のものの現われた疾病が発生した場合、上欄に掲げる有機りん化合物のうちのいずれかの物質にばく露しておれば業務以外の原因による疾病でない限り業務上の疾病として取り扱われる趣旨である。この趣旨は、下記のカーバメイト系化合物又はジチオカーバメイト系化合物においても同じである。

(r) 「カーバメイト系化合物」とは、化合物の構成元素として塩素やりんを含まずとも殺虫及び除草の薬理作用を有するカルバミン酸エステル類をいい、そのうち多くの化合物が置換フェニルカーバメイト類である。これらの物質は、上記(q)に掲げる有機りん化合物よりも、コリンエステラーゼとの結合が弱く、生体内での離脱が早く行われるが、有機りん化合物と同様にコリンエステラーゼ阻害作用を有するため、これと同じ症状又は障害を起こすものである。

(q) 「筋の線維生攣縮」とは、筋線維束の不随意的収縮をいい、四肢、顔面、舌、体幹等に起こる。これは比較的早期に現われる徴候であつて、筋のあちこちがピクピク動く状態が観察される。有機りん化合物、カーバメイト系化合物及び硫酸ニコチンによる中毒でこのような筋の線維生攣縮がみられる。

(r) 「強直性若しくは間代性筋痙攣」の「強直性筋痙攣」とは、筋肉の収縮が持続して起こる痙攣をいい、「間代性筋痙攣」とは、筋肉の収縮と弛緩が交互に起こる痙攣をいう。通常強直性痙攣が先行し、間代性痙攣がこれに代わり、次いで消失する。

強直性痙攣では、筋強直のために一定の姿勢に固定され、不動のままであるのが特徴である。

一方、間代性痙攣では、四肢の交互運動、頭の屈伸運動等がみられる。

モノフルオル酢酸ナトリウムによる中毒では、てんかん発作に似た痙攣が起る過程でこのような強直性若しくは間代性筋痙攣がみられる。

なお、有機りん化合物、カーバメート系化合物、6・7・8・9・10・10—ヘキサクロール1・5・5a・6・9・9・a—ヘキサヒドロ—6・9—メタノ—2・4・3—ベンゾジオキサチエピン 3—オキシド(別名ベンゾエピン)及び硫酸ニコチンによる中毒でみられる痙攣は、重症の場合、全身性の痙攣であり、このうちベンゾエピンによる痙攣は、てんかん発作に似た痙攣であるとされている。

○「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

(レ) 「有機りん化合物」とは、りん原子 P を含むエステル系の化合物をいう。

これらの物質はいずれも、共通してコリンエステラーゼ活用阻害作用による中毒症状を呈するので、告示の表中上欄には「有機りん化合物」を一括して掲げ、これに対応する症状又は障害を同表下欄に掲げている。

なお、告示の表中上欄に掲げる有機りん化合物の一物質たる各物質たる各物質にばく露すると同表下欄に掲げる症状又は障害のすべてが必発するという趣旨ではなく、下欄に掲げる症状又は障害のうち一つ又はそれ以上のものの現れた疾病が発生した場合、上欄に掲げる有機りん化合物のうちのいずれかの物質にばく露しておれば業務以外の原因による疾病でない限り業務上の疾病として取り扱われる趣旨である。この趣旨は、左記のカーバメート系化合物又はジチオカーバメート系化合物においても同じである。

「筋の線維束攣縮」とは、筋線維束の散発的な不随意的収縮をいい、四肢、顔面、体幹等に起こる。一部の筋のあちこちが不随意に動く状態が観察される。筋の線維束攣縮を生じさせる化学物質としては有機りん化合物、カーバメート系化合物、硫酸ニコチンがある。

「意識混濁」とは、意識がもうろうとして知覚は不完全となり、注意力が低下した状態をいう。意識混濁を生じさせる化学物質としては有機りん化合物、カーバメート系化合物、モノフルオル酢酸ナトリウム、硫酸ニコチンがある。

6) 亜硫酸ガスを発散する場所における業務

健診項目を示す通達ヒットせず。

7) 二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務
(有機溶剤業務に係るものを除く。)

○「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

「躁うつ」とは、躁状態(気分爽快、意欲亢進、多弁多動等)とうつ状態(憂うつ、意欲減退、思考力や集中力の減退等)を繰り返す状態をいう。躁うつを生じさせる化学物質としては二硫化炭素がある。

「せん妄」とは、軽度の意識混濁に激しい精神運動性興奮を伴った状態をいい、強い不安、恐怖状態にあり、体動が激しく、錯乱や幻覚も出現する。せん妄を生じさせる代表的な化学物質としては四アルキル鉛化合物、一酸化炭素、二硫化炭素、臭化メチル等がある。

「末梢神経障害」とは、主として末梢神経が障害された状態をいい、弛緩性麻痺がみられ、末梢に強く、四肢近位部に向かって軽くなるという特徴がある。高度の障害の場合筋萎縮がみられ、多くは同時に感覚障害があり、しびれ感などの異常感覚とともに感覚鈍麻がみられる。末梢神経障害を生じさせる代表的な化学物質としては鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、アクリルアミド、酸化エチレン等がある。

「網膜変化を伴う脳血管障害」とは、微細血管瘤を主徴とする網膜変化を伴う動脈硬化症による脳血管障害をいう。二硫化炭素による慢性中毒の特徴的な症状であり、この場合には片麻痺、歩行困難、言語障害等が見られる。

「網膜変化を伴う腎障害」とは、微細血管瘤を主徴とする網膜変化を伴う慢性糸球体腎炎に類似した腎障害をいう。二硫化炭素による慢性中毒の特徴的な症状であり、蛋白尿、血尿又は腎硬化症がみられる。糖尿病性腎硬化症に酷似するが、糖尿病における明らかな糖代謝異常を伴わないことが特徴であるとされている。

別紙 3 「告示の表中上欄に掲げる化学物質にさらされる業務に従事した労働者に発生したことのある症状又は障害」

(4) りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物

化学物質	症状又は障害
二硫化炭素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、溶血性貧血、視神経障害、自律神経障害又は肝障害

8) ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

健診項目を示す通達ヒットせず。

9) 脂肪族の塩化又は臭化合物（有機溶剤として法規に規定されているものを除く。）を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

○「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

(ホ) 「脂肪族化合物」とは、炭素と水素を基本元素とする鎖式化合物の総称であり、後述する芳香族化合物と並んで有機化合物の代表的物質である。

(ヘ) 「脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物」とは、炭素と水素のみからなる脂肪族炭化水素とそのハロゲン化合物をいう。

これらの物質はいずれも、有機溶剤であるか、又は有機溶剤によく溶ける物質で、中枢に対する作用その他の中毒作用を有する。

(チ) 「その他の脂肪族化合物」とは、前記(ヘ)及び(ト)に掲げる物質以外の脂肪族以外の脂肪族化合物であって中毒を起こすことが知られている物質を言う。

別紙 3 「告示の表中上欄に掲げる化学物質にさらされる業務に従事した労働者に発生したことのある症状又は障害」

(5) 脂肪族化合物

① 脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物

化学物質	症状又は障害
塩化ビニル	肝脾腫、食道及び胃の静脈瘤又は血小板減少
塩化メチル	皮膚障害、腎障害、振せん、歩行障害等の神経障害、記憶喪失等の精神障害又は胃腸障害
クロロブレン	皮膚障害又は腎障害
クロロホルム	皮膚障害、胃腸障害又は腎障害
四塩化炭素	胃腸障害又は腎障害
1・2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	皮膚障害、胃腸障害又は腎障害
1・2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
ジクロロメタン	皮膚障害、幻覚等の精神障害、意識喪失、昏睡等の意識障害又は肝障害

臭化エチル	肝障害、腎障害又は心筋障害
臭化メチル	肝障害又は腎障害
1・1・2・2—テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	皮膚障害、振せん、末梢神経障害、胃腸障害、腎障害又は中枢神経系抑制
テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	記憶減退等の精神障害又は協調運動障害等の神経障害
1・1・1—トリクロロエタン	前眼部障害又は気道障害
1・1・2—トリクロロエタン	中枢神経系抑制、胃腸障害又は肝障害
トリクロロエチレン	皮膚障害、記憶減退、情緒不安定等の精神障害、自律神経障害又は腎障害
ノルマルヘキサン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は中枢神経系抑制
沃化メチル	運動神経障害又は中枢神経系抑制

10) 砒素又は、その化合物(三酸化砒素を除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

タ 「砒素を含む鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん」(第七号一九)

〔要旨〕

本規定は、がん原性工程である砒素を含む鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務に従事することにより発生する肺がん又は皮膚がんを業務上の疾病として定めたものである。

〔解説〕

(イ) ここにいう「砒素を含有する鉱石」とは、砒素を比較的多量に含んでおり、銅などの金属の製錬若しくは精錬を行う工程において肺がん又は皮膚がんの発生危険が高い鉱石(金瓜石等)をいう。

(ロ) 「無機砒素化合物」とは、三酸化砒素又は砒酸鉛、砒酸カルシウム等の砒酸とアルカリの塩からなる化合物をいう。

なお、三酸化砒素は、特化則の適用を受ける第二類物質である。

(ハ) 該当業務としては、例えば、三酸化砒素の製造、砒素を含む鉱石を原料として行う銅の製錬又は精錬に係る全工程における業務、砒酸鉛、砒酸カルシウム等の無機砒素化合物(主として農薬として使用)の製造の業務等(三酸化砒素の焙焼若しくは精錬又は砒素の含有量が重量で三パーセントを超える鉱石を一定の方式で製錬する業務は、健康管理手帳交付対象業務である。)がある。

(ニ) 「肺がん」については、(七)ホ〔解説〕(ハ)参照。

(七) 「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病」(第七号)

ホ 「ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん」(第七号五)

〔解説〕

(ハ) 「肺がん」とは、肺に原発した悪性新生物をいう。

(ホ) 「皮膚がん」については、(七)ヌ〔解説〕(ホ)参照。

ヌ 「電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」(第七号一三)

〔解説〕

(ホ) 「皮膚がん」とは、皮膚に原発した上皮性の悪性腫瘍をいう。

○「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

〔解説〕

(二) 告示中の用語について

ハ 告示の表中下欄に掲げる症状又は障害について

告示の表中下欄に掲げる症状又は障害についての主な用語の意義は、次に掲げるとおりである。

(ホ) 神経系の疾病等

「末梢神経障害」とは、主として末梢神経が障害された状態をいい、弛緩性麻痺がみられ、末梢に強く、四肢近位部に向かって軽くなるという特徴がある。高度の障害の場合筋萎縮がみられ、多くは同時に感覚障害があり、しびれ感などの異常感覚とともに感覚鈍麻がみられる。末梢神経障害を生じさせる代表的な化学物質としては鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、アクリルアミド、酸化エチレン等がある。

(ル) 皮膚の疾病等

「皮膚障害」とは、刺激作用(感作性及び光過敏性を含む。)及び腐食作用によって生じる皮膚(爪を含む。)の障害をいい、皮膚の発赤、腫脹、発疹、潰瘍、色素異常(沈着又は脱失)等がみられる。皮膚障害を生じさせる代表的な化学物質としてはアンモニアを始めとして数多くのものである。多くは接触性皮膚炎を示すが、クロム及びその化合物による潰瘍、砒素及びその化合物による色素異常はよく知られている。

別紙 3 「告示の表中上欄に掲げる化学物質にさらされる業務に従事した労働者に発生したことのある症状又は障害」

(2) 金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物

化学物質	症状又は障害
砒素及びその化合物 (砒化水素を除く。)	前眼部障害、胃腸障害又は溶血性貧血

○「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」平成 20 年 11 月 26 日 基発第 1126001 号

カ 特化則別表第 3 及び別表第 4 関係

(イ) 砒素等に係る特殊健康診断の項目について

砒素及びその化合物については、その代謝経路を考慮すると慢性毒性は三酸化砒素と同様と考えてよいため、砒素等に係る特殊健康診断の項目については、原則として改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目と同様としつつ、一部の項目については見直しを行い、定めたものであること。その趣旨等は次のとおりであること。

a 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、ニッケル化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。

b 肝機能障害を考慮した検査については、改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目であった「尿中のウロビリノーゲンの検査」は行わず、二次健康診断(特化則第 39 条第 3 項の医師が必要と認める者について行う健康診断をいう。)の「肝機能検査」で対応することとしたこと。

c 「尿中の砒素化合物(砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定」は、食事由来の砒素化合物による影響を排除するため、測定の対象を砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限定するとともに、改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目であった「毛髪中の砒素の量の測定」は行わないものとしたこと。

なお、測定に当たっては、尿中の砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸の合計の量を測定すれば足りるものであること。

要参照：「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」平成 21 年 3 月 25 日 基安労発第 0325001 号

11) フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

健診項目を示す通達ヒットせず。

12) アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

(e) 「口腔粘膜障害」とは、口腔の上皮組織に対する刺激作用によって起こる障害をいい、水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を除く。)によるものとしては歯肉炎(歯ぎん炎)、口内炎及び口内の粘膜潰瘍がある。

○「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

「構語障害」とは、構語器官の協調運動の障害等のために起こる言語障害をいう。構語障害では神経系の様々な部位の病変によって、発音をうまくできなくなる状態がみられる。構語障害を生じさせる化学物質としてはアルキル水銀化合物がある。

「視覚障害」とは、化学物質の経気道吸収又は経皮吸収によって起こる神経系の眼障害をいい、眼のかすみ、視力低下、視野狭窄、一過性の失明等の障害をいう。視覚障害を生じさせる化学物質としてはアルキル水銀化合物、一酸化炭素、塩化メチル、臭化メチル、沃化メチル、スチレンがある。いとされている。

「運動失調」とは、筋力が正常であるのに、動作が円滑にできない状態をいう。小脳の障害によるものであり、協調運動障害がみられる。運動失調を生じさせる代表的な化学物質としてはアルキル水銀化合物等がある。

「聴力障害」とは、中枢神経が障害されることによって起こる聴力の障害をいい、感音性難聴がみられる。聴力障害を生じさせる化学物質としてはアルキル水銀化合物がある。

「平衡障害」とは、体位のバランスの乱れた状態をいう。平衡障害を生じさせる化学物質としてはアルキル水銀化合物がある。

「四肢末端若しくは口囲の知覚障害」とは、四肢末端や口のまわりのしびれ感のほか、表在又は深部の知覚が低下した状態をいう。知覚障害を生じさせる化学物質としてはアルキル水銀化合物がある。

別紙 3 「告示の表中上欄に掲げる化学物質にさらされる業務に従事した労働者に発生したことのある症状又は障害」

(2) 金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物

化学物質	症状又は障害
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。以下同じ。)	皮膚障害、振せん、痙攣等の神経障害又は情緒不安定、狂躁状態等の精神障害
水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を除く。)	皮膚障害又は気道障害

○「特定化学物質等障害予防規則の施行について」昭和四六年五月二四日 基発第三九九号

イ アルキル水銀化合物は、アルキル基がメチル基(CH₃)またはエチル基(C₂H₅)であるものに限られており、主なものとしては、ジメチル水銀およびジエチル水銀があること。

三 第三十三条関係

(3) 本条の「皮膚から吸収されることにより障害をおこす」とは、ベンジン、P-ニトロクロルベンゼン、アルキル水銀、エチレンイミン、塩素化ビフェニール、シアン化水素、水銀、フェノール、ペンタクロルフエノール、硫酸ジメチルのようなものが皮膚から体内に吸収されることにより中毒等の障害を受けることをいうこと。

○「特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」昭和五〇年一〇月一日 基発第五七三号

ト アルキル水銀化合物(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
中枢神経系の障害、皮膚の障害

13) クロロナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを
発散する場所における業務

健診項目を示す通達ヒットせず。

14) 沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所
における業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三
年三月三〇日 基発第一八六号

(a) 「無機の酸及びアルカリ」とは、水に溶けて酸性を示す物質及びアルカ
リ性を示す物質のうち無機化合物をいう。

これらの物質の人体に対する主な有害作用には、刺激作用と腐食作用があ
る。

(b) 「金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物」とは、金属元素又は
金属と非金属の中間的性質を有するセレン及び砒素(これらの物質を亜金属
又はメタロイドと呼ぶことがある。)とこれらの無機若しくは有機化合物であ
るが、上記(a)に掲げる物質は除かれる。なお、告示備考一において「金属及
びその化合物には、合金を含む。」とされている。

これらの物質による疾病の多くは、いわゆる金属中毒と呼ばれるものであ
る。

(c) 「ハロゲン及びその無機化合物」とは、周期律表第Ⅶ族のうち弗素、塩
素、臭素、沃素等の特に金属元素と塩を作りやすい物質(ハロゲン)とその無
機化合物であるが、上記(a)及び(b)に掲げる物質は除かれる。

これらの物質の人体に対する主な有害作用には、刺激作用がある。

○「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物
質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全
部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

(イ) 「無機の酸及びアルカリ」とは、水に溶けて酸性を示す物質及びアル
カリ性を示す物質のうち無機化合物をいう。

これらの物質の人体に対する主な有害作用には、刺激作用と腐食作用があ
る。

(ロ) 「金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物」とは、金属元素又は
金属と非金属の中間的性質を有するセレン及び砒素(これらの物質を亜金属
又はメタロイドと呼ぶことがある。)とこれらの無機若しくは有機化合物であ
るが、前記(イ)に掲げる物質は除かれる。なお、告示備考において「金属及
びその化合物には、合金を含む。」とされている。

(ハ) 「ハロゲン及びその無機化合物」とは、周期律表第Ⅶ族のうち弗素、塩素、臭素、沃素等の特に金属元素と塩を作りやすい物質(ハロゲン)とその無機化合物であるが、上記(イ)及び(ロ)に掲げる物質は除かれる。

これらの物質の人体に対する主な有害作用には、刺激作用がある。

別紙 3 「告示の表中上欄に掲げる化学物質にさらされる業務に従事した労働者に発生したことのある症状又は障害」

(3) ハロゲン及びその無機化合物

化学物質	症状又は障害
弗素及びその無機化合物 (弗化水素酸を除く。)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状
沃素	胃腸障害又は甲状腺肥大

15) 米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

(イ) 「木材の粉じん」とは、米杉、ラワン、リョウブ、クワ等アレルギー性呼吸器疾患の抗原物質を含有する木材の粉じんをいう。

16) 超音波溶着機を取り扱う業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

ヲ 「超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死」(第二号一ニ)

〔要旨〕

本規定は、超音波にさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する手指等の組織壊死を業務上の疾病として定めたものである。

〔解説〕

(イ) 「超音波」とは、可聴閾を超えた高い周波数をもつ音波をいう。

(ロ) 該当業務としては、例えば、超音波溶着機(プラスチック溶着等に使用)、超音波洗浄装置、超音波診断装置等を取り扱う業務、超音波を用いて行う通信、計測等の業務がある。

(ハ) 「手指等の組織壊死」について

「等」には、超音波にさらされるおそれのある身体局所がある。

なお、手指等の組織壊死に付随して耳なり、頭痛、耳内痛等の症状が発生し、療養を要する場合には、第二号一三の規定が適用される。

17) メチレンジフェニルイソシアネート (M.D.I) を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務

○「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」平成 21 年 12 月 24 日 基安発 1224 第 1 号

ばく露作業報告対象物の主な別名、有害性及び用途の例

	20
物質名 (CAS No)	メチレンビス(4・1-フェニレン)=ジイソシアネート (101-68-8)
【コード番号】報告を要しない含有率	【119】 0.1%未満
主な別名	MDI、4, 4'-メチレンビスフェニルイソシアネート、4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート
有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	GHS：特定標的臓器・全身毒性「呼吸器区分1」進行性の「進行性肺機能低下」の懸念 ・長期又は反復ばく露による呼吸器の障害 特定化学物質であるトリレンジイソシアネートと並んで、呼吸器感作性を有する物質であり、広く使用されている。 ACGIH：0.005ppm ・気道感作 日本産衛学会：0.05mg/m ³
用途の例	接着剤、塗料、スパンデックス繊維、合成皮革用、ウレタンエラストマーなどの原料

○「平成 23 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」平成 24 年 8 月 1 日 基安発 0801 第 1 号

(3) 予防的措置として呼吸用保護具の使用等を指導すべき物質について
 メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(以下「MDI」という。)
 は、リスク評価の結果、事業場において高いリスクは確認されなかった。た
 だし、MDIは呼吸器感作性を有する物質であり、単回ばく露によっても労働
 者の健康障害が懸念されることから、リスク評価の過程において、予防的対
 策の必要性が指摘された。また、今回実施したばく露実態調査においては、
 リスク評価の評価値を上回るような労働者のばく露は見られなかったが、
 MDIを製造する事業場における廃液処理と分析の作業、及び製品に充填する
 ポリウレタンの原料としてMDIを使用する事業場でMDIを製品に注入する
 作業において、比較的高い気中濃度が見られた。このため、これらの作業に
 ついては、防じん機能付き有機ガス用防毒マスクの使用等適切な健康障害防
 止措置を実施するよう、労働局等は関係事業者等に対し指導すること。

○「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」平成 25 年 11 月 28
 日 基発 1128 第 3 号

(別紙 3)

変異原性が認められた届出物質として指針に基づく措置を要請した物質のう
 ち、措置の対象から除外する物質

	化審法官報公 示整理番号	CAS No.	名称
1	4-118	101-68-8	メチレンビス(4-フェニルイ ソシアネート)【別名：(4,4'- ジフェニルメタンジイソシ アネート)】

(除外する理由)

メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)(以下「MDI」という。)は平成
 3 年 2 月 4 日基発第 80 号「変異原性が認められた既存化学物質の取扱いに
 ついて」において強度の変異原性が認められた既存化学物質とされたが、平
 成 24 年度化学物質のリスク評価検討会において、強度の変異原性があると
 判断することができない旨の結論が得られたので、除外する。

【MDIの初期リスク評価書(2012年8月公表)】(抜粋)

- ・MDIは変異原性試験に用いた溶媒であるジメチルスルホキシド(以下「DMSO」という。)と反応し、遺伝毒性物質であるメチレンジアニリン(以下「MDA」という。)となるため、試験が適切に実施されたか不明であり、当該物質の遺伝毒性は判断できない。

- ・MDIのネズミチフス菌を用いた変異原性試験では、溶媒としてDMSOを用いた時には+S9で陽性成績を示すが、エチレングリコールジメチルエーテル(以下「EGDE」という。)では陰性成績を示した。MDIはDMSO中では

不安定であり、数分間でMDIから多くの生成物が産出される。in vitro 試験での陽性成績はMDIそのものというよりもDMSO中でのMDIの生成物によるものではないかと推測される。

MDIの分解生成物の一つにMDAがあり、MDAは遺伝毒性を示し、MDIがDMSO中で溶解したときに生成されることが知られているが、EDGE中のMDI溶液ではMDAは検出されない。したがって、溶媒としてDMSOを用いたときのMDIの陽性成績はMDA生成によるものと考えられる。in vitro および in vivo でのMDIの変異原性試験結果の評価では、変異原性の証拠は確認できない。

18) フェザーミル等飼肥料製造工程における業務

健診項目を示す通達ヒットせず。

19) クロロプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務

健診項目を示す通達ヒットせず。

20) キーパンチャーの業務

健診項目を示す通達ヒットせず。
→「26) 金銭登録の業務」 参照

21) 都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）

○「鮮魚に対する食品添加物の使用について」平成六年九月二二日 衛乳第一四一号・衛化第八九号

(各検疫所長あて厚生省生活衛生局乳肉衛生・食品化学課長連名通知)

標記について、最近、一部の輸入鮮魚類のなかに変色防止の目的で一酸化炭素を使用しているとの情報があります。一般的に、一酸化炭素は化学的合成品であり、この化学的合成品たる一酸化炭素を食品に使用することは食品衛生法第六条に違反するものであります。

また、仮に、化学的合成品以外の一酸化炭素を使用したとしても、このような変色防止操作を施した食品は、消費者に対して判断を誤らせ、衛生上の危害が生じるおそれがあるので、かかる一酸化炭素を使用した鮮魚が輸入されることのないよう、貴管下関係業者に対する指導方よろしく願います。

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

(h) 「精神神経障害」とは、中枢神経が侵されて精神障害と神経障害が共に現われる障害をいう。例えば、一酸化炭素中毒では、急性期から慢性期のものについてみると、昏睡、記憶減退、性格変化、失見当識、幻覚、意識障害、せん妄等の精神障害と運動失調、視力障害、色視野障害、前庭機能障害等の神経障害がみられるとされている。

ただし、診断の時期により、あるいは個々の症例により、これらの症状・障害のうちいくつかのもののみが認められるのが通常である。

○「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」平成八年三月二九日 基発第一八一号

(二) 精神関係の疾病等

「精神障害」とは、中枢神経系の異常により来した精神機能の障害をいうものであり、これに含まれる「症状又は障害」としては以下のものがある。

「幻覚」とは、実際には存在しないものが見えたり(幻視)、声が聞こえたり(幻聴)、臭いを感じたり(幻臭)する状態をいう。幻覚を生じさせる化学物質としては四アルキル鉛化合物、一酸化炭素、臭化メチルがある。

「躁うつ」とは、躁状態(気分爽快、意欲亢進、多弁多動等)とうつ状態(憂うつ、意欲減退、思考力や集中力の減退等)を繰り返す状態をいう。躁うつを生じさせる化学物質としては二硫化炭素がある。

「せん妄」とは、軽度の意識混濁に激しい精神運動性興奮を伴った状態をいい、強い不安、恐怖状態にあり、体動が激しく、錯乱や幻覚も出現する。せん妄を生じさせる代表的な化学物質としては四アルキル鉛化合物、一酸化炭素、二硫化炭素、臭化メチル等がある。

「錯乱」とは、軽い意識障害とともに興奮状態や失見当識がみられるものをいう。錯乱を生じさせる代表的な化学物質としては有機りん化合物、カーバメート系化合物等がある。

「失見当識」とは、日時、場所、周囲の人を正しく認識する能力(見当識)が失われることをいう。失見当識を生じさせる代表的な化学物質としては一酸化炭素がある。

「記憶減退」とは、もの忘れしやすくなった状態をいう。記憶の障害には、昔覚えた記憶の障害と新しいことを覚える記銘力の障害の二つの障害がある。記憶減退を生じさせる化学物質としては水銀及びその化合物、一酸化炭素がある。

「性格変化」とは、性格の変化を来した状態をいい、急に怒りっぽくなったり、攻撃的になったり、あるいは平素の状態よりも楽天的となったり、飽きやすくなる等の性格の変化がみられる。性格変化を生じさせる化学物質としては一酸化炭素及び臭化メチルがある。

(ホ) 神経系の疾病等

「視覚障害」とは、化学物質の経気道吸収又は経皮吸収によって起こる神経系の眼障害をいい、眼のかすみ、視力低下、視野狭窄、一過性の失明等の障害をいう。視覚障害を生じさせる化学物質としてはアルキル水銀化合物、一酸化炭素、塩化メチル、臭化メチル、沃化メチル、スチレンがある。

「色視野障害」とは、有色光を用いた視野検査において、視野狭窄等が認められるものをいう。色視野障害を生じさせる化学物質としては一酸化炭素があり、これによる色視野障害は赤色視野に異常が現れることが多いとされている。

「前庭機能障害」とは、平衡障害の一つで、前庭神経障害を来した状態をいい、回転性のめまい、悪心、嘔吐、歩行障害がみられる。前庭機能障害を生じさせる化学物質としては一酸化炭素がある。

(ヘ) 意識障害関係の疾病等

「昏睡」とは、意識障害の最高度のものをいう。昏睡を生じさせる化学物質としては一酸化炭素がある。

別紙 3 「告示の表中上欄に掲げる化学物質にさらされる業務に従事した労働者に発生したことのある症状又は障害」

(4) りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物

化学物質	症状又は障害
一酸化炭素	自律神経障害

22) 地下駐車場における業務（排気ガス）

○「有害業務の範囲について」昭和四三年七月二四日 基発第四七二号

(五) 地下駐車場の業務のうち、入車受け業務、出庫受け業務、料金徴収業務、自動車誘導等の場内業務、洗車等のサービス業務

23) チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務

○昭50.10.20 基発第609号 振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について

別添

I 第一次健康診断

1 職歴調査別紙1に掲げる項目（被検者の自己記入でもよい。）（別紙1）

2 自覚症状調査別紙2に掲げる項目（被検者に自己記入させた場合でも、必ず問診で確認すること。）

（別紙2）

3 視診、触診

爪の変化、指の変形、皮膚の異常、骨・関節の変形・異常、上肢の運動機能の異常及び運動痛、腱反射の異常、筋萎縮、筋・神経そうの圧痛、触覚の異常等

4 運動機能検査

運動機能検査は、被検者の協力が必要であり、また巧拙が大きく影響するので、検査の実施に当たっては十分留意すること。

(1) 握力（最大握力、瞬発握力）

直立し腕を下方に伸ばしたまま、左右とも最大努力させ、5秒間隔で2回測ってその大きい方の値をとること。（5回法の最初の2回値でよい。）

(注)イ 検査前に1～2回練習をさせることが望ましい。

ロ 握力計は、校正済みのスメドレー式握力計を用いること。

(2) 維持握力（5回法）

直立し、腕を下方に伸ばしたまま最大努力させ、5秒間隔で左右交互にこれを5回くり返し、1回目及び2回目の値のうちの大きい方の値と4回目及び5回目の値のうちの小さい方の値との差をその値とする。

5 血圧、最高血圧及び最低血圧

6 末梢循環機能検査

室温 20℃～23℃位の室で30分以上安静にさせた後行うこと。

(1) 手指の皮膚温

常温下で両手の示、中、環、小指の末節の掌側中央について測定する。（各指間の差をみる場合の「各指」とは、示、中、環、小指の4指をいう。）

(注)イ 皮膚温計は感温部が小さく、測定の所要時間が短いサーミスター式又は熱電対式のものを選ぶこと。

ロ 感温部は、十分皮膚に密着させないと正しい値が得られないので注意すること。

ハ 喫煙により末梢皮膚温が低下するので、測定前1時間は禁煙させること。また、測定時には必ず喫煙の有無を確認すること。

ニ 常温下の皮膚温は、平常時でも若干の変動があるとされているので留意すること。したがって、常温時の測定は、できれば適当な時間をおいて2回以上行うようにすること。

(2)爪圧迫

常温下で両手の示、中、環指の3指について行う。方法は、1指ごとに、軽くにぎった検者の手の拇指と示指で被検者の爪の部分をつまみ、ついで10秒間強く押え、はなした後、爪の退色が元に戻るまでの時間を測定する。

(注)(イ)時間はストップウォッチを用いて測定すること。

(ロ)被検者の手の高さは、心臓の高さとし、指の力を完全に抜かせた状態で行うこと。

7末梢神経機能検査（感覚検査）

室温 20℃～23℃室内で30分以上安静にさせた後行うこと。

(1)痛覚

常温下で、両手の示、中、環指の手指中節背側の皮膚の薄い部位で検査する。

方法は、この箇所の小範囲について痛覚計の先で軽く4～5回突き、痛覚の有無を検査し、この部位に鈍麻を認めれば、さらに鈍麻の範囲をみるため、前腕撓・尺側及び上腕撓・尺側について検査する。

(注)(イ)痛覚計は、注射管方式（1/2 静脈用注射針を注射管に取りつけたもの）、テンションメーター式又はペンシル式のいずれでもよい。

(ロ)外傷のある指及び爪圧迫テストを行った指はさけること。

(ハ)検査の際は、最初に手背部等で試行し、痛覚を確認させてから行うこと。

(ニ)検査に当っては、軽く目を閉じさせること。

(2)指先の振動覚

常温下で両手の示、中、環指の末節の掌側中央の部位で検査する。方法は手掌を水平に保ち、指を軽く伸ばし、指先を軽く振動子に接触させて行う。

(注)イ 振動覚は、原則として鈍正弦波振動により検査すること。（リオン Au-02 型等によることが望ましい。）

ロ 周波数は、原則として 62.5、125、250Hz を用いること。冷却負荷後は、1周波のみで差し支えない。

ハ 外傷のある指及び爪圧迫テストを行った指はさけること。

ニ はじめに振動感覚を確認させた後、上昇法を2～3度くり返した測定すること。

ホ 検査に当っては、軽く目を閉じさせること。

II 第二次健康診断

1 末循環機能検査

室温 20℃～23℃位の室で30分以上安静にさせた後行うこと。

(1)手指の皮膚温

[1]常温下で両手の示、中、環、小指の末節の掌側中央について測定する。（各指間の差をみる場合の「各指」とは、示、中、環、小指の4指をいう。）

[2]左手（右手だけレイノー現象を訴えるときは右手）を冷却負荷（ $5^{\circ}\text{C} \pm 0.5^{\circ}\text{C}$ の冷水中に手首まで10分間浸漬することをいう。以下同じ。）し、浸漬手の示、中、環指のうち1指について、末節の掌側中央について冷却負荷開始6分目から1分毎に測定し、10分目の測定終了と同時に手を冷水から引き上げ、乾いたタオルでふき、さらに手を冷水から引き上げた時を基点として5分目及び10分目に測定する。

(注)イ 皮膚温計は、感温部が小さく、測定の所要時間が短いサーミスター式又は熱電対式のものを選ぶこと。

ロ 感温部は、十分皮膚に密着させないと正しい値が得られないので注意すること。

ハ 喫煙により末梢皮膚温が低下するので、測定前1時間は禁煙させること。また、測定時には必ず喫煙の有無を確認すること。

ニ 常温下の皮膚温は、平常時でも若干の変動があるとされているので留意すること。したがって、常温時の測定は、できれば適当な時間において2回以上行うようにすること。

ホ 冷水槽は、椅座位で腕を下方に伸ばした状態で手首まで浸漬できるような高さ及び位置とすること。

ヘ 冷却負荷中、浸漬している部分が容器及び氷塊に触れないように気をつけさせること。

ト 冷水槽の水は、ときどき攪拌し、温度を一定かつ一様に保つこと。

チ 冷却負荷の際、皮膚温計の感温部の測定指へのとりつけは、紙ばんそうこうを用いて固定し、白色ワセリンで防水すること。

また、ばんそうこうは指の血流を阻害しないように用いること。

なお、水中での測定は、測定時の固定の方法の如何によっては、水温の影響を受け易いので、慎重に行うこと。

リ 外傷のある指はさけること。

ヌ 冷却負荷中被検者が胸苦しさ、狭心痛などを訴えた場合には、直ちに中止すること。

ル 高血圧、心筋梗塞、冠動脈硬化症又は心不全の既往歴のある者には、心電図などをよく検計したうえで、支障がないと認められた場合にのみ実施すること。

(2)爪圧迫

[1]常温下で両手の示、中、環指の3指について行う。方法は、1指ごとに、軽くにぎった検者の手の拇指と示指で被検者の爪の部分を挟み、ついで10秒間強く押え、はなした後、爪の退色が元に戻るまでの時間を測定する。

[2]左手（右手だけレイノー現象を訴えるときは右手）を冷却負荷し、冷却負荷終了直後と、5分目及び10分目に示、中、環指中の1指（同時に皮膚温を測定している場合は、測定していない指で色が悪くない指）について行う。

(注)イ 時間はストップウォッチを用いて測定すること。

ロ 被検者の手の高さは、心臓の高さとし、指の力を完全に抜かせた状態で行うこと。

2 末神経機能検査（感覚検査）

室温 20℃～23℃の室内で 30 分以上安静にさせた後行うこと。

(1)痛覚

[1]常温下で、両手の示、中、環指の手指中節背側の皮膚の薄い部位で検査する。

方法は、この箇所の小範囲について痛覚計の先で軽く 4～5 回突き、痛覚の有無を検査し、この部位に鈍麻を認めれば、さらに鈍麻の範囲をみるため、前腕撓・尺側及び上腕撓・尺側について検査する。

[2]左手（右手だけレイノー現象を訴えるときは右手）を冷却負荷し、常温下で検査した指のうち 1 指について、冷却負荷終了直後と、5 分目及び 10 分目に検査する。

(注)イ 痛覚計は、注射管方式（静脈用注射針を注射管に取りつけたもの）、テンションメーター式又はペンシル式のいずれでもよい。

ロ 外傷のある指及び爪圧迫テストを行った指はさけること。

ハ 検査の際は、最初に手背部等で試行し、痛覚を確認させてから行うこと。

ニ 検査に当っては、軽く目を閉じさせること。

(2)指先の振動覚

[1]常温下で両手の示、中、環指の末節の掌側中央の部位で検査する。方法は、手掌を水平に保ち、指を軽く伸ばし、指先を軽く振動子に接触させて行う。

[2]左手（右手だけレイノー現象を訴えるときは右手）を冷却負荷し、常温下で測定した指のうちの 1 指について冷却負荷終了直後と、5 分目、及び 10 分目に検査する。

(注)イ 振動覚は、原則として純正弦波振動により検査すること。（リオン Au-02 型等によることが望ましい。）

ロ 周波数は、原則として 62.5、125、250Hz を用いること。冷却負荷後は、1 周波のみで差し支えない。

ハ 外傷のある指及び爪圧迫テストを行った指はさけること。

ニ はじめに振動感覚を確認させた後、上昇法を 2～3 度くり返して測定すること。

ホ 検査に当っては、軽く目を閉じさせること。

3 運動機能検査

運動機能検査は、被検者の協力が必要であり、また巧拙が大きく影響するので、検査の実施に当っては十分留意すること。

(1)維持握力（60%法）

椅座位で握力計を机の上のせ、肘を約 90° に曲げた姿勢で手掌を上に向け、瞬発握力の 60%の値を被検者に針を見せながら保持させ、維持できる時間をストップウォッチで計る。

なお、本検査は 5 回法の実施後、少なくとも 10 分以上の時間を置いて行うこと。

(注)イ 握力計は、校正済みのスメドレー式握力計を用いること。

ロ 60%値が、かなり大きい場合、維持時間が短くなる傾向があるので、評価に当たって留意すること。

(2)つまみ力

拇指を下に測定指を上にし、測定指の遠位指節間関節を伸展させ、他の指を軽く伸ばした状態で拇指と示指及び、中指間のつまみ力を測定する。

(注)イ つまみ力計は、労研エスメス式つまみ力計を用いることが望ましいこと。

ロ 指を重ねないように注意すること。

(3)タッピング

タッピング測定器を用い、椅座位で左手、右手交互に示指及び中指を1指ずつ30秒間できるだけ早く打たせ、30秒値を測定する。

できれば10秒、20秒値についても測定することが望ましい。

(注)イ タッピング測定器は、労研エスメス式タッピング測定器を用いることが望ましいこと。

ロ 指は3～4cmの距離を上下することが望ましいこと。

ハ 手掌は軽く測定台上に置き、はなさないこと。

III 医師が必要と認めた場合に実施する項目

1 末梢循環機能検査

指尖容積脈波

左手（右手にだけレイノー現象のみられるときは右手）示、中及び環指の1指尖について冷却負荷終了の直後、5分後及び10分後に容積脈波計（校正値のあるものに限る。）を用いて測定すること。

必要な場合は、他の手の同じ指についても測定すること。

(注)(1)本測定は、他の検査と別に行うことが望ましい。

(2)できれば本測定と同時に、心電図をとらせることが望ましい。

(3)被検者には、横臥した姿勢をとらせることが望ましい。

(4)容積脈波計としては、2段較正型光電管容積脈波計を用いることが望ましい。

(5)脈波については、波型（アーチ波、く形波等）波高（プラトー波、平坦波等）をチェックすることが望ましい。

2 末梢神経機能検査

手背等の温覚、冷覚

温覚計、冷覚計を軽く両手の手背等に接触させた後、温覚、冷覚が発生するまでの時間を測定すること。

必要がある場合は他の手についても測定すること。

(注)(1)温覚計は、径20mmの金属製の円筒に壁温が55℃になるように温水を入れたものを用いる。

(2)冷覚計は、径20mmの金属製の円筒に氷を入れたものを用いる。

3 心電図検査

高年齢者、高血圧者等について、安静時心電図をとること。また、必要な場合は、負荷心電図をとること。

4 X線検査

(1)直接撮影で行うこと。

(2)頸椎を撮影する時は、両肩をできるだけ下げ第5頸椎に焦点を合わせることに。

5 聴力

オーディオメーターを用い、両耳について聴力損失を 500、1,000、2,000、4,000、8,000Hz の各周波数について測定すること。

(注)測定は、45dB 以下の静かな室で行うこと。移動式測定室を用いることもよい。

IV 検査実施上の留意点

イ 皮膚温、痛覚、その他の検査に当たっては、それらの測定値に外気温ばく露の影響が残らないよう、必ず検査前に室温 20℃～23℃の室温において 30 分以上の安静時間をとること。

なお、気温及び室温を必ず記録しておくこと。

ロ 冷却負荷し冷却負荷終了直後と、5 分後及び 10 分後に行う検査にあつては、その都度手指の皮膚温、爪圧迫、指先の振動覚、痛覚の順序で検査を行うこと。

ハ 特別な異常検査値が得られた場合は、検査手技に問題がなかったかどうかについて調査すること。

ニ 健康診断の所見及び検査結果は、別紙 3 の様式で記録するとともに、その結果をできる限り早く受診者に通知すること。(別紙 3 の 1、別紙 3 の 2) (別紙省略)

○振動障害の認定基準について(昭和 52 年 5 月 28 日)(基発第 307 号)

2. 次に掲げる要件のいずれかに該当する疾病であること。

(1) 手指、前腕等にしびれ、痛み、冷え、こわばり等の自覚症状が持続的又は間けつ的に現われ、かつ、次のイからハマまでに掲げる障害のすべてが認められるか、又はそのいずれかが著明に認められる疾病であること。

イ 手指、前腕等の末梢循環障害

ロ 手指、前腕等の末梢神経障害

ハ 手指、前腕等の骨、関節、筋肉、腱等の異常による運動機能障害

(2) レイノー現象の発現が認められた疾病であること。

(解説)

4. 症状及び障害について

(1) 自覚症状について

振動障害の自覚症状としては、本文記の 2 の(1)に掲げるもののほか、不快感、手掌発汗、筋肉痛、肩こり、頭重感、頭痛、不安感、睡眠障害等がみられることがある。

(2) 末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害について

本文 2 の(1)の末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害のは握は、原則として別添 1 に掲げる検査によることとし、検査結果の評価は、別添 2 によること。

なお、サーモグラフィー、血管撮影、筋電図、神経伝導速度検査等個々の事案に応じて医師が有効であると判断する方法により前記障害の検査を行っているときは、その結果を参考とすること。

(3) レイノー現象について

イ レイノー現象(いわゆる白ろう現象)は、振動障害に最も特徴的な症状であるので、その発現が確認されたものについてはこのことのみで本文記の 2 の要件を満たすものとした。

ロ レイノー現象は、全身が寒冷にさらされ、冷感を覚えたとき等に、手指血管の攣れん縮発作により、手指が発作的に蒼白となる現象をいい、通常、手指のうち示指、中指、環指又は小指の末節から中節さらには基節にかけて、明瞭かつ画然と発現する。その多くは 10 分ないし 20 分程度で発作前の状態に回復するが、その過程で痛みやしびれを伴うのが通例である。

ハ レイノー現象の確認は、医師が視認又は客観的な資料によってその発現の有無について判断したところによる。

24) チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チップングハンマー、スイングラインダー等）の取扱いの業務

○チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について 平成 21 年 7 月 10 日 基発 0710 第 2 号

別紙

チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針

12 健康診断の実施及びその結果に基づく措置

昭和 49 年 1 月 28 日付け基発第 45 号「振動工具(チェンソー等を除く。)の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 610 号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。

25) 重量物取扱い業務

○「職場における腰痛予防対策の推進について」平成 25 年 6 月 18 日 基発 0618 第 1 号

[別添] 職場における腰痛予防対策指針

4 健康管理

(1) 健康診断

重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次のとおり医師による腰痛の健康診断を実施すること。

イ 配置前の健康診断

配置前の労働者の健康状態を把握し、その後の健康管理の基礎資料とするため、配置前の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

- (イ) 既往歴(腰痛に関する病歴及びその経過)及び業務歴の調査
- (ロ) 自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査
- (ハ) 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
- (ニ) 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮等の検査
- (ホ) 脊柱機能検査：クラウス・ウェーバーテスト又はその変法(腹筋力、背筋力等の機能のテスト)

なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テスト等を行うこと。

ロ 定期健康診断

(イ) 定期に行う腰痛の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

- a 既往歴(腰痛に関する病歴及びその経過)及び業務歴の調査
- b 自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査
- (ロ) (イ)の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目についての健康診断を追加して行うこと。
 - a 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
 - b 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮等の検査

なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テスト等を行うこと。

ハ 事後措置

事業者は、腰痛の健康診断の結果について医師から意見を聴取し、労働者の腰痛を予防するため必要があると認めるときは、2の(3)の作業の実施体制を始め、作業方法等の改善、作業時間の短縮等、就労上必要な措置を講ずること。また、睡眠改善や保温対策、運動習慣の獲得、禁煙、健康的なストレスコントロール等の日常生活における腰痛予防に効果的な内容を助言することも重要である。

職場における腰痛予防対策指針の解説

「4 健康管理」について

(1) 健康診断

イ 健康診断の目的

腰痛の健康診断は、腰痛の早期発見や腰痛につながる所見の発見と適正な事後措置を目的に実施するものである。健康診断の結果は、腰痛の発生リス

クの高い人を発見し、その労働者個人に関する就労上の措置を講じるにとどまらず、作業との関連性の視点から職場のリスクを発見し、腰痛の予防対策に反映・活用すること。

ロ 対象者の目安

「重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者」とは、重量物取扱い作業、福祉・医療分野等における介護・看護作業のほか、これらに準じて腰痛の予防・管理等が必要とされる作業で、例えば、腰痛が発生し、又は腰痛の愁訴者が見られる等の作業に常時従事する労働者が目安となる。

当該作業に従事していた労働者を一定期間腰部に負担のかからない作業に従事させ、再度、当該作業に配置する場合についても、配置前の健康診断の対象とすること。

ハ 既往歴の有無の調査及び自覚症状の有無の検査

配置前及び定期の健康診断における既往歴の有無の調査及び自覚症状の有無の検査については、医師が直接問診することが望ましいが、腰痛健康診断問診票を用いて産業医等医師の指導の下に保健師等が行ってもよい。その場合には、医師は、保健師等と事前に十分な打合せを行い、それぞれの問診項目の目的と意義について正しく理解させておくことが必要である。なお、医師が自ら診察をしないで、診断してはならないのはもちろんである。

ニ 配置前の健康診断

配置前の健康診断の項目のうち(イ)及び(ロ)の項目の検査の実施にあたっては、参考 1 の腰痛健康診断問診票を(例)、また、(ハ)から(ホ)までの検査の実施にあたっては、参考 2 の腰痛健康診断個人票(例)を用いることが望ましい。

業務歴の調査においては、過去の具体的な業務内容を聴取することが必要である。

ホ 定期健康診断

定期健康診断においては、限られた時間内に多数の労働者を診断し、適切な措置を講じることが要求されるが、腰痛は自覚症状としての訴えが基本的な病像であり、様々な因子に影響を受けることが多いため、問診は重要である。

定期健康診断の項目のうち(イ)の項目についてはスクリーニング検査とし、参考 1 の腰痛健康診断問診票(例)を用いて、また、(ロ)の項目の検査の実施にあたっては、参考 2 の腰痛健康診断個人票(例)を用いて行うことが望ましい。

なお、画像診断と運動機能テスト等は、医師が必要と認める者については行うことになるが、これらについて、医師から、検査を実施する根拠や必要性について労働者に説明してもらった上で実施する。

ヘ 事後措置

健康診断は、継続的な健康管理の一環として行うものであるが、単に腰痛者を発見し、早期に治療につなげることを目的としたものではない。事業者は、労働者の腰痛を予防するため、健診結果について産業医等の意見を

十分に聴取し、労働者の健康の保持のため必要があると認めるときは、作業方法の改善、作業時間の短縮、作業環境の整備等を行わなければならない。この場合、健康診断結果をその労働者の健康管理に役立てるだけでなく、作業の種類別等に比較・分析し、作業環境や作業方法等の改善に活用することが望ましい。

また、健康診断の結果、異常が発見された場合は、産業医等の意見に基づき、必要な治療・運動療法の指導等の措置を講じなければならない。

26) 金銭登録の業務

○「金銭登録作業の作業管理について（金銭登録作業に従事する労働者に係る特殊健康診断について）」昭 48.3.30 基発第 188 号

3 健康管理について

(1) 金銭登録作業に従事する労働者に対して、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行なうこと。

イ 業務歴、既往歴等の調査 別紙の調査表の内容によること。(別紙 略)

ロ 問診 肩こり、背痛、腕痛、項部の張り、手のしびれ、手指の痛み、手の脱力感等の継続する自覚症状の有無

ハ 視診、触診

(イ) せき柱の変形と可動性の異常の有無、棘突起の圧痛、叩打痛の有無

(ロ) 指、手、腕の運動機能の異常及び運動痛の有無

(ハ) 筋、腱、関節（頸、肩、背、手、指等）の圧痛、硬結及び腫張の有無

(ニ) 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無

(ホ) 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無

ニ 握力の測定

ホ 視機能検査

なお、上記の健康診断の結果医師が必要と認める者については、必要な検査を追加して行うこと。

27) 引金付工具を取り扱う作業

○「引金付工具による手指障害等の予防について」昭 50.2.19 基発第 94 号

3 健康管理について

(1) 引金付工具を使用する作業に従事する労働者に対して、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について医師により健康診断を行うこと。

イ 業務歴、既往歴等の調査

ロ 問診 肩こり、背痛、腕痛、項部の張り、手のしびれ、手指の痛み、こわばり、はれ及びしこり、手の脱力感、指の弾発現象等の継続する自覚症状の有無

ハ 視診、触診

(イ) せき柱の変形と可動性の異常の有無、棘(きよく)突起の圧痛、叩打痛の有無

(ロ) 指、手、腕の運動機能の異常及び運動痛の有無

(ハ) 指の弾発現象、軋(あつ)音の有無

(ニ) 筋、腱、関節(頸、肩、背、手、指等)の圧痛、硬結及び腫張の有無

(ホ) 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無

(ヘ) 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無

ニ 握力の測定

ホ 視機能検査

なお、上記の健康診断の結果医師が必要と認める者については、必要な検査を追加して行うこと。

28) 肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等重症心身障害児、者の入所施設における介護業務

→ 25) 重量物取扱い業務 参照

29) VDT 作業

○「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」平成14年4月5日 基発第0405001号

6 健康管理

作業者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、作業者に対して、次により健康管理を行うこと。

(1) 健康診断

イ 配置前健康診断

(イ) 作業区分 A

新たに作業区分 A に該当することとなった作業者(再配置の者を含む。以下同じ。)の配置前の健康状態を把握し、その後の健康管理を適正に進めるため、次の項目について健康診断を行うこと。

a 業務歴の調査

b 既往歴の調査

c 自覚症状の有無の調査

(a) 眼疲労を主とする視器に関する症状

(b) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状

(c) ストレスに関する症状

d 眼科学的検査

(a) 視力検査 1) 5m 視力の検査 2) 近見視力の検査

(b) 屈折検査

(c) 眼位検査

(d) 調節機能検査 近点距離の測定により調節機能を測定する。

e 筋骨格系に関する検査

(a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査

(b) その他医師が必要と認める検査

(ロ) 作業区分 B

新たに作業区分 B に該当することとなった作業者については、a、b 及び c の調査並びに d の検査を実施し、医師の判断により必要と認められた場合に e の検査を行うこと。

(ハ) 作業区分 C

新たに作業区分 C に該当することとなった作業者については、自覚症状を訴える者に対して、必要な(イ)の調査又は検査を実施すること。

なお、配置前健康診断を行う前後に一般健康診断(労働安全衛生法第 66 条第 1 項に定めるものをいう。)が実施される場合は、一般健康診断と併せて実施して差し支えない。

ロ 定期健康診断

(イ) 作業区分 A

作業者の配置後の健康状態を定期的に把握し、継続的な健康管理を適正に進めるため、作業区分 A の作業者に対して 1 年以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について健康診断を行うこと。

a 業務歴の調査

b 既往歴の調査

c 自覚症状の有無の調査

(a) 眼疲労を主とする視器に関する症状

(b) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状

(c) ストレスに関する症状

d 眼科学的検査

(a) 視力検査 1) 5m 視力の検査 2) 近見視力の検査

(b) その他医師が必要と認める検査

e 筋骨格系に関する検査

(a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査

(b) その他医師が必要と認める検査

(ロ) 作業区分 B

作業区分 B の作業者については、a、b 及び c の調査を実施し、医師の判断により必要と認められた場合に、d 及び e の検査を行うこととする。

(ハ) 作業区分 C

作業区分 C の作業者については、自覚症状を訴える者に対して、必要な(イ)の調査又は検査を実施すること。

なお、一般定期健康診断(労働安全衛生規則第 44 条に定めるものをいう。)を実施する際に、併せて実施して差し支えない。

30) レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

○「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」昭和五三年三月三〇日 基発第一八六号

ハ 「レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患」(第二号三)

〔要旨〕

本規定は、光線の一種であるレーザー光線にさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患を業務上の疾病として定めたものである。

〔解説〕

(イ) 「レーザー光線」とは、特殊な装置を用いて人工的につくる電磁波をいい、赤外線や可視光線の一種であるが、一般の光線と異なり単一波長で位相のそろった指向性の強い光線である。

(ロ) 該当業務としては、例えば、通信、測定、分光分析等の業務がある。

(ハ) 「網膜火傷等の眼疾患」について

a 「等」には出血、壊死、網膜剥離等がある。

b レーザー光線による網膜損傷は、軽いものでは一過性の発赤、重症のものでは網膜の浮腫、壊死、出血、炭化、気泡発生、網膜剥離、失明までおこる。

(ニ) 「皮膚疾患」については、高出力のレーザー光線をうけておこる皮膚障害として火傷があり、熱凝固、壊死、炭化などがおこるとされている。

ニ 「マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患」(第二号四)

〔要旨〕

本規定は、電磁波の一種であるマイクロ波にさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する白内障等の眼疾患を業務上の疾病として定めたものである。

〔解説〕

- (イ) 「マイクロ波」とは周波数がほぼ通常の無線通信用電波と赤外線との間にある電磁波をいい、極超短波とも呼ばれる。
- (ロ) 該当業務としては、例えば、木材、ゴム、プラスチック等の加工、通信、医療等の業務がある。
- (ハ) 「白内障等の眼疾患」について
- a 「等」には水晶体の不透明がある。
- b 眼に対しては、一〇〇～一〇、〇〇〇メガヘルツのマイクロ波は、眼球の温度上昇を起し、白内障を起すことがあり、このような白内障や水晶体の変化は、治療が不可能で永久的な障害とされている。
- c なお、マイクロ波にさらされる業務により皮膚の紅斑等の障害が発生した場合には、第二号一三の規定が適用される。

○レーザー光線による障害の防止対策について
昭 61.1.27 基発第 39 号 平 17.3.25 基発第 0325002 号

別紙 1

レーザー機器のクラス別措置基準

I クラス 4 のレーザー機器に係る措置

(6) 健康管理

レーザー業務従事者については、雇い入れ又は配置替えの際に視力検査に併せて前眼部（角膜、水晶体）検査及び眼底検査行うこと。

III クラス 3 R のレーザー機器に係る措置

(5) 健康管理

レーザー業務従事者(400nm～700nm の波長域外のレーザー光線を放出するレーザー機器を取り扱う業務又は当該レーザー光線にさらされるおそれのある業務に常時従事する労働者に限る。)については、雇い入れ又は配置替えの際に視力検査に併せて前眼部（角膜、水晶体）検査を行うこと。

(4) 災害補償

不幸にして、被災し、あるいは健康障害を被った後の災害補償関連事項は労働基準法に定められている。

労働基準法

(療養補償)

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

(休業補償)

第七十六条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

2 使用者は、前項の規定により休業補償を行っている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの一箇月一人当たり平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給与額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つている休業補償の額を改訂し、その改訂した四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

3 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(障害補償)

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するとき、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

(休業補償及び障害補償の例外)

第七十八条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

(遺族補償)

第七十九条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

(葬祭料)

第八十条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支払わなければならない。

(打切補償)

第八十一条 第七十五条の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

(分割補償)

第八十二条 使用者は、支払能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七条又は第七十九条の規定による補償に替え、平均賃金に別表第三に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

(補償を受ける権利)

第八十三条 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

2 補償を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えてはならない。

(他の法律との関係)

第八十四条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

2 使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

労働基準法施行規則

(疾病)

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

別表第一の二(第三十五条関係)

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函かん病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3 さく岩機、鋸びよう打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢しよう循環障害、末梢しよう神経障害又は運動器障害
- 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢しに過度の負担のかかる業務による後頭部、頸けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 弗ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋たん白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘ぜん息等の呼吸器疾患

- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和三十一年法律第三十号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和三十一年労働省令第六号)第一条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽そ病等の伝染性疾患
- 3 湿潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症
- 4 屋外における業務による恙つつか虫病
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫しゅ
- 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫しゅ又は肝細胞がん
- 11 一・二ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- 12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
- 13 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄腫しゅ又は非ホジキンリンパ腫しゅ
- 14 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 15 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 16 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん

- 17 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 18 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 19 砒ひ素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒ひ素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 20 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 21 1から20までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病
- 八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤りゆう又はこれらの疾病に付随する疾病
- 九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
- 十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

○「労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病」(平成二十五年九月三十日 厚生労働省告示第三百十六号)

労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)別表第一の二第四号の規定に基づき、平成八年労働省告示第三十三号(労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件)の全部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

労働基準法施行規則別表第一の二第四号1の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)は、次の表の上欄に掲げる化学物質とし、同号1の厚生労働大臣が定める疾病は、同欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病とする。

	化学物質	症状又は障害
無機の酸及びアルカリ	アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	塩酸(塩化水素を含む。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕しよく
	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕しよく
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	弗ふつ化水素酸(弗ふつ化水素を含む。以下同じ。)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	皮膚障害又は気道障害
	ペルオキシ二硫酸カリウム	皮膚障害又は気道障害
	硫酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕しよく
金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物	亜鉛等の金属ヒューム	金属熱
	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)	四肢末端若しくは口囲の知覚障害、視覚障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害
	アンチモン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、心筋障害又は胃腸障害
	インジウム及びその化合物	肺障害
	塩化亜鉛	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	塩化白金酸及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	カドミウム及びその化合物	気道・肺障害、腎障害又は骨軟化
	クロム及びその化合物	皮膚障害、気道・肺障害、鼻中隔穿せん孔又は嗅覚障害
	コバルト及びその化合物	皮膚障害又は気道・肺障害
	四アルキル鉛化合物	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又はせん妄、幻覚等の精神障害
	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を除く。)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、振せん、歩行障害等の神経障害、焦燥感、記憶減退、不眠等の精神障害、口腔くう粘膜障害又は腎障害
セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	皮膚障害(爪そう床炎を含む。)、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害	

	セレン化水素	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道・肺障害
	タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢しよう神経障害
	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、造血器障害、末梢しよう神経障害又は疝せん痛、便秘等の胃腸障害
	ニッケル及びその化合物(ニッケルカルボニルを除く。)	皮膚障害
	ニッケルカルボニル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は気道・肺障害
	バナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	砒ひ化水素	血色素尿、黄疸だん又は溶血性貧血
	砒ひ素及びその化合物(砒ひ化水素を除く。)	皮膚障害、気道障害、鼻中隔穿せん孔、末梢しよう神経障害又は肝障害
	プチル錫すず	皮膚障害又は肝障害
	ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	マンガン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は言語障害、歩行障害、振せん等の神経障害
	ロジウム及びその化合物	皮膚障害又は気道障害
ハロゲン及びその無機化合物	塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕しよく
	臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	弗ふつ素及びその無機化合物(弗ふつ化水素酸を除く。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は骨硬化
	沃よう素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	アジ化ナトリウム	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、前眼部障害、血圧降下又は気道障害
	一酸化炭素	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、昏こん睡等の意識障害、記憶減退、性格変化、失見当識、幻覚、せん妄等の精神障害又は運動失調、視覚障害、色視野障害、前庭機能障害等の神経障害
	黄りん	歯痛、皮膚障害、肝障害又は顎骨壊え死
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は血管運動神経障害
	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、呼吸困難、呼吸停止、意識喪失又は痙攣けいれん
	二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害又は気道障害
	二酸化硫黄	前眼部障害又は気道・肺障害

脂 肪 族 化 合 物	二酸化窒素	前眼部障害又は気道・肺障害
	二硫化炭素	せん妄、躁そううつ等の精神障害、意識障害、末梢しよう神経障害又は網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害
	ヒドラジン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ホスゲン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	ホスフィン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は気道・肺障害
	硫化水素	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、前眼部障害、気道・肺障害又は呼吸中枢機能停止
	塩化ビニル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、レイノー現象、指端骨溶解又は門脈圧亢こう進
	塩化メチル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害又は肝障害
	クロロブレン	中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
	クロロホルム	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害
	四塩化炭素	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害
	一・二-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
	一・二-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
	ジクロルメタン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道・肺障害
	臭化エチル	中枢神経系抑制又は気道・肺障害
臭化メチル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、気道・肺障害、視覚障害、言語障害、協調運動障害、振せん等の神経障害、性格変化、せん妄、幻覚等の精神障害又は意識障害	
一・一・二・二-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害	
テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道障害又は肝障害	
一・一・一-トリクロロエタン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は協調運動障害	
一・一・二-トリクロロエタン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道障害	

	トリクロロエチレン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉さ神経障害、末梢しょう神経障害又は肝障害
	ノルマルヘキサン	末梢しょう神経障害
	一プロモプロパン	末梢しょう神経障害
	二プロモプロパン	生殖機能障害
	沃よう化メチル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害、せん妄、躁そう状態等の精神障害又は意識障害
アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル	アクリル酸エチル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害又は粘膜刺激
	アクリル酸ブチル	皮膚障害
	アクロレイン	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	アセトン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
	エチルエーテル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
	エチレンクロロヒドリン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、前眼部障害、気道・肺障害、肝障害又は腎障害
	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、造血器障害、振せん、協調運動障害、肝障害又は腎障害
	二・三エポキシプロピルフェニルエーテル	皮膚障害
	グルタルアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	酢酸アミル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
	酢酸エチル	前眼部障害又は気道障害
	酢酸ブチル	前眼部障害又は気道障害
	酢酸プロピル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
	酢酸メチル	中枢神経系抑制、視神経障害又は気道障害
	二シアノアクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は粘膜刺激
	ニトログリコール	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、狭心症様発作又は血管運動神経障害
	ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は血管運動神経障害
	二ヒドロキシエチルメタクリレート	皮膚障害
	ホルムアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
メタクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は末梢しょう神経障害	
メチルアルコール	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神	

その 他の 脂肪 族化 合物			経系抑制、視神経障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		メチルブチルケトン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は末梢しよう神経障害
		硫酸ジメチル	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		アクリルアミド	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、協調運動障害又は末梢しよう神経障害
		アクリロニトリル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エチレンイミン	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は腎障害
		エチレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エピクロヒドリン	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		酸化エチレン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、造血器障害又は末梢しよう神経障害
		ジアゾメタン	気道・肺障害
		ジメチルアセトアミド	肝障害又は消化器障害
		ジメチルホルムアミド	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃腸障害
		ヘキサメチレンジイソシアネート	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	無水マレイン酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
脂環式化合物		イソホロンジイソシアネート	皮膚障害又は気道障害
		シクロヘキサノール	前眼部障害又は気道障害
		シクロヘキサノン	前眼部障害又は気道障害
		ジシクロヘキシルメタン-四・四'-ジイソシアネート	皮膚障害
芳香 族化 合物	ベン ゼン 及び その 同族 体	キシレン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		スチレン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、視覚障害、気道障害又は末梢しよう神経障害
		トルエン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		パラ-tert-ブチルフェノール	皮膚障害
		ベンゼン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は再生不良性貧血等の造血器障害
	芳香族炭化水	塩素化ナフタリン	皮膚障害又は肝障害
	塩素化ビフェニル(別名 PCB)	皮膚障害又は肝障害	

素のハロゲン化物	ベンゼンの塩化物	前眼部障害、気道障害又は肝障害
	芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体	
	アニシジン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	アニリン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	クロルジニトロベンゼン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	四・四-ジアミノジフェニルメタン	皮膚障害又は肝障害
	ジニトロフェノール	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、代謝亢進、肝障害又は腎障害
	ジニトロベンゼン	溶血性貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害
	ジメチルアニリン	中枢神経系抑制、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	トリニトロトルエン(別名 TNT)	皮膚障害、溶血性貧血、再生不良性貧血等の造血器障害又は肝障害
	二・四・六-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	トルイジン	溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	パラ-ニトロアニリン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、溶血性貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害
	パラ-ニトロクロルベンゼン	溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	ニトロベンゼン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	パラ-フェニレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	フェネチジン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
その他の芳香族化合物	クレゾール	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	クロルヘキシジン	皮膚障害、気道障害又はアナフィラキシー反応
	トリレンジイソシアネート(別名 TDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	一・五-ナフチレンジイソシアネート	前眼部障害又は気道障害
	ビスフェノール A 型及び F 型エポキシ樹脂	皮膚障害
	ヒドロキノン	皮膚障害
	フェニルフェノール	皮膚障害
	フェノール(別名石炭)	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚

	酸)	障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	オルトフタロジニトリル	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣けいれん
	ベンゾトリクロライド	皮膚障害又は気道障害
	無水トリメリット酸	気道・肺障害又は溶血性貧血
	無水フタル酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名 MDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	四-メトキシフェノール	皮膚障害
	りん酸トリーオルト-クレジル	末梢しょう神経障害
	レゾルシン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
複素環式化合物	一・四-ジオキサソ	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道・肺障害
	テトラヒドロフラン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は皮膚障害
	ピリジン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ヘキサヒドロ-一・三・五-トリニトロ-一・三・五-トリアジン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣けいれん
農薬その他の薬剤の有効成分	有機りん化合物(ジチオリン酸 O-エチル=S・S-ジフェニル(別名 EDDP)、ジチオリン酸 O・O-ジエチル=S-(二-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸 O・O-ジエチル=O-二-イソプロピル-四-メチル-六-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸 O・O-ジメチル=O-四-ニトロ-メタ-トリル(別名 MEP)、チオリン酸 S-ベンジル=O・O-ジイソプロピル(別名 IBP)、フェニルホスホノチオン酸 O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名 EPN)、りん酸二・二-ジクロルビニル=ジメチル(別名 DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス))	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱等の精神障害、筋の線維束攣れん縮、痙攣けいれん等の運動神経障害又は縮腫、流涎ぜん、発汗等の自律神経障害
	カーバメート系化合物(メチルカルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名 BPMC)、メチルカルバミド酸メタ-トリル(別名 MTMC)及び N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸 S-メチル(別名メソミル))	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱等の精神障害、筋の線維束攣れん縮、痙攣けいれん等の運動神経障害又は縮腫、流涎ぜん、発汗等の自律神経障害
	二・四-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名 NIP)	前眼部障害
	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネ	皮膚障害

ブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))		
N-(一・一・二・二-テトラクロロエチルチオ)-四-シクロヘキセン-一・二-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)		皮膚障害又は前眼部障害
テトラメチルチウラムジスルフィド		皮膚障害
トリクロロニトロメタン(別名クロルピクリン)		皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
N-(トリクロロメチルチオ)-一・二・三・六-テトラヒドロフタルイミド		皮膚障害
二塩化一・一'-ジメチル-四・四'-ビピリジニウム(別名パラコート)		皮膚障害又は前眼部障害
パラ-ニトロフェニル=二・四・六-トリクロロフェニル=エーテル(別名 CNP)		前眼部障害
ブラストサイジン S	前眼部障害、気道・肺障害又は嘔おう吐、下痢等の消化器障害	
六・七・八・九・一〇・一〇-ヘキサクロルー一・五・五 a・六・九・九 a-ヘキサヒドロ-六・九-メタノ-二・四・三-ベンゾジオキサチエピン三-オキシド(別名ベンゾエピン)		頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、意識喪失等の意識障害、失見当識等の精神障害又は痙攣けいれん等の神経障害
ペンタクロロフェノール(別名 PCP)		皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は代謝亢こう進
モノフルオル酢酸ナトリウム	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、不整脈、血圧降下等の循環障害、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害又は痙攣けいれん	
硫酸ニコチン	頭痛、めまい、嘔おう吐等の自覚症状、流涎ぜん、呼吸困難、意識混濁、筋の線維束攣れん縮又は痙攣けいれん	

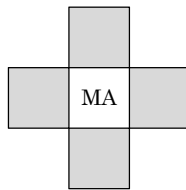
備考 金属及びその化合物には、合金を含む。

天野松男 主な職歴

北九州市民公害研究所、健和労働衛生研究所、健和会大手町病院、JICA
シニア海外ボランティア（アルゼンチン、労働安全衛生）などを経て、現
在、天野労働衛生コンサルタント事務所所長

特殊健康診断の健診項目および化学物質による疾病

発 行 2015 年 10 月 14 日
著 者 天野松男
発 行 者 天野松男
〒808-0103
北九州市若松区二島 4-3-24
TEL / FAX 093-701-1245



C2034 ¥1000E

特殊健康診断の健診項目および化学物質による疾病
労働衛生コンサルタント 天野松男